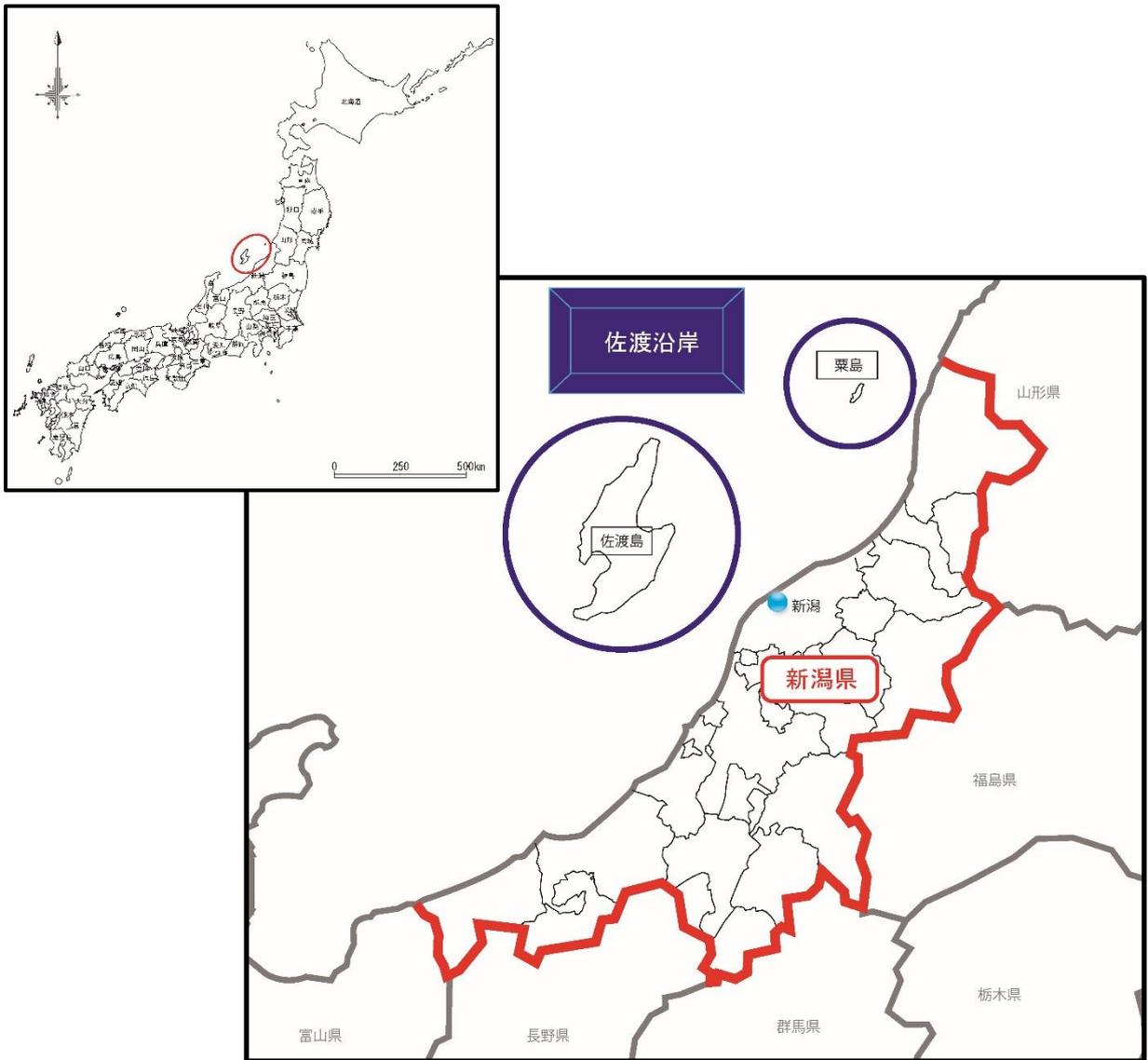


# 佐渡沿岸海岸保全基本計画



## 新 潟 県

平成 15 年 3 月  
平成 28 年 8 月 (一部変更)  
令和 8 年 〇 月 (一部変更)



## 目 次

(まえがき)	1
(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定	1
(2) 海岸保全基本方針の基本理念	3
(3) 対象範囲	4
1. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
1. 1 海岸の概要	5
(1) 佐渡沿岸の概況	5
(2) 海岸の現況	6
1. 2 自然的特性	8
(1) 気象・海象	8
(2) 地形・地質	10
(3) 水 質	12
(4) 流入河川	12
(5) 生物相	12
(6) 海岸景観	14
(7) 自然環境の保全の状況	14
1. 3 社会的特性	15
(1) 人 口	15
(2) 産 業	15
(3) 交 通	16
(4) 歴史・文化	17
(5) 文化遺産	18
(6) 土地利用	19
(7) 海岸災害	19
(8) 沿岸域の利用の現況	21
(9) 防 災	23
(10) 関連する法規制	24
(11) 関連する諸計画	25
(12) 海岸への要請	29
1. 4 沿岸の長期的な在り方	33
(1) 沿岸の課題	33
(2) 海岸保全の目標	37
2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	44
2. 1 沿岸のゾーニング	44
2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策	45
2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定	48
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	48
(2) 海岸保全施設の存する区域	48
2. 4 海岸保全施設の諸元の整理	49
(1) 沿岸内の区域の整理	49
(2) 海岸保全施設の種類及び規模	49
(3) 受益の地域とその状況	49
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	49
3. 計画の見直しと留意すべき事項	74



## (まえがき)

### (1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定

佐渡沿岸は、日本海に浮かぶ日本最大の離島である佐渡島と粟島からなり、優れた自然環境が多く残された貴重な地域である。このような地域の中で、海は古来より豊富な水産資源の場でもあり、水産・観光資源として地域住民にかけがえない生活環境を提供してきた。これにより、海岸部には多くの集落や道路などの公共施設が集中していくこととなった。しかしながら、海岸には日本海特有の冬季風浪や台風などによる高波が頻繁に来襲するため、越波被害発生や海岸侵食の進行があり、海岸の背後の資産ならびに貴重な環境資源、景観資源が脅威にさらされている。

そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、越波浸水や海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められるとともに、自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。

このような背景の中で、海岸の担うべき役割には多大なものがあり、総合的・計画的に整備が推進され、効果的にその機能が発揮される必要がある。

このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、佐渡沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められ、こうした状況を踏まえて、平成 12 年 4 月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。このような海岸法の改正を受けて、旧海岸 4 省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された佐渡沿岸においても、これに基づき「佐渡沿岸海岸保全基本計画」を平成 15 年 3 月に策定した。

その後、平成 26 年 6 月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成 28 年 8 月に海岸保全基

本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成26年）では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。

## (2) 海岸保全基本方針の基本理念

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。

また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民の共有財産として

### **「美しく、安全で、いきいきした海岸」**

を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

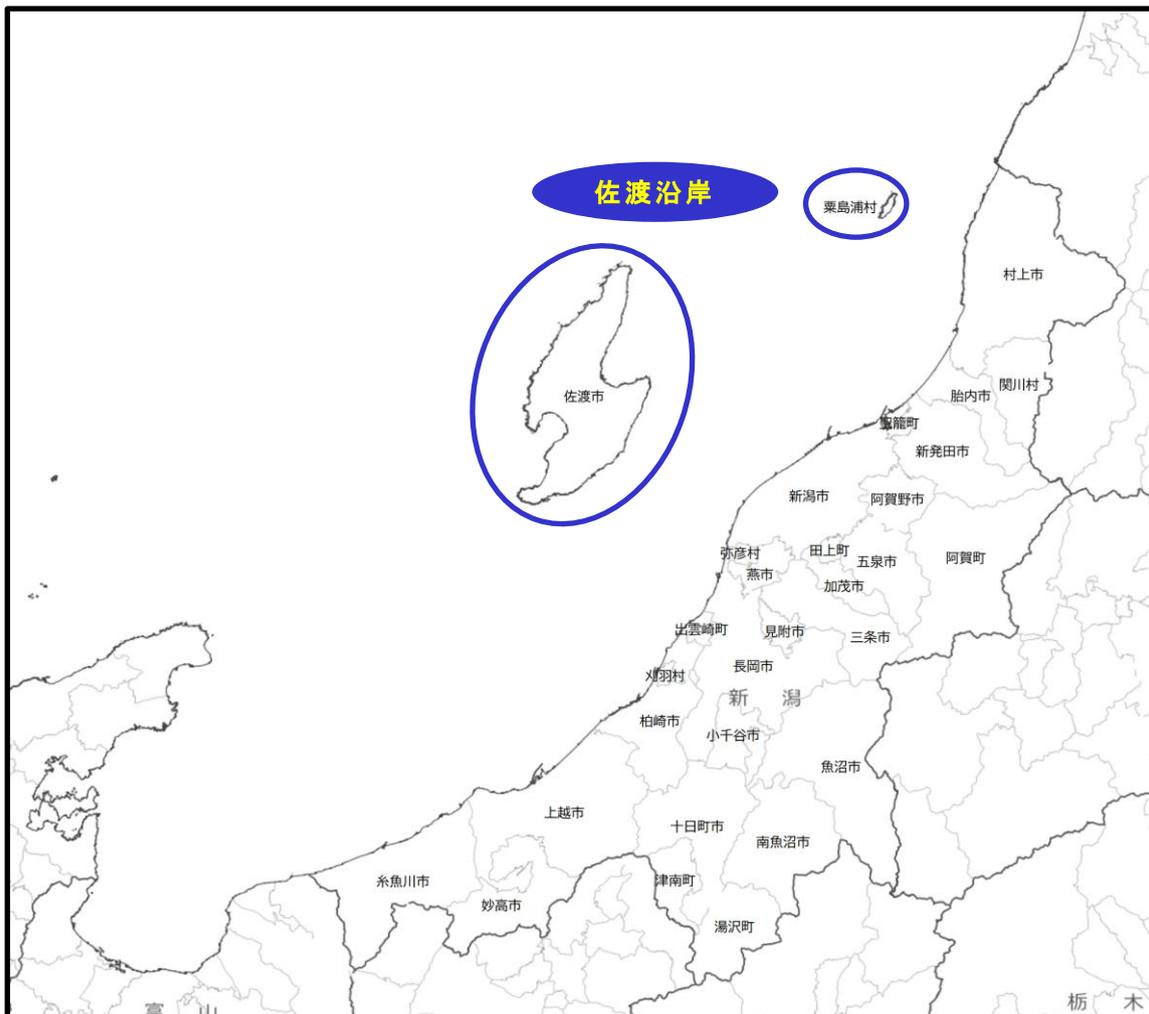
この理念の下、災害からの**海岸の防護**に加え、**海岸環境の整備と保全**及び**公衆の海岸の適正な利用**の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に**海岸の保全**を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

### (3)対象範囲

当基本計画策定の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、佐渡島と粟島の沿岸区分：佐渡沿岸（1市1村）である。

表-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域	
新潟	佐渡	佐渡島	粟島



※地理院タイル（白地図）を加工して作成

図-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

# 1. 海岸の保全に関する基本的な事項

## 1.1 海岸の概要

### (1) 佐渡沿岸の概況

佐渡島は、新潟市の西約 40km の日本海に位置し、南北約 60km、東西 31km、面積約 854km<sup>2</sup> の日本最大の離島である。

また、粟島は、村上市の北西約 35km に位置し、周囲 18.5km、面積 10km<sup>2</sup> で北北東から南南西にのびる細長い丘陵性の島である。

佐渡・粟島沿岸域は、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有している。よって、これら冬季風浪を直接受ける大佐渡の外海府海岸や粟島の西海岸に比べ、佐渡海峡に面する小佐渡の前浜海岸や粟島の東海岸に來襲する波浪は相対的に小さい。

地形は、佐渡、粟島ともに山地が海岸線まで迫るといった特性を有しており、大佐渡と小佐渡との間に形成されている国仲平野を除いて、沿岸に幅の狭い平地がわずかに形成されているという海岸がほとんどである。気候は、冬季における降雪が県本土部と比べると少ないことが特徴である。

沿岸域には、佐渡の尖閣湾、小木海岸、素浜や粟島の西海岸などに代表される様々なタイプの海岸が構成され、澄んだ海域と相まって、ほぼ全域で良好な海岸景観が形成されている。

また、これらの地域を中心として、佐渡弥彦米山国定公園をはじめとする 3 つの自然公園や名勝などに指定され、天然記念物などを含む貴重で豊かな自然環境が形成されている。

## (2) 海岸の現況

佐渡沿岸の海岸総延長は約 304.6km で、このうち佐渡島が約 281.5km、粟島が約 23.1km となっている。

海岸総延長とその内訳等は、次のとおり。

表－1.1.1 海岸の概要

国土交通省 水管理・国土保全局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計
約 202.0km	約 33.6km	約 69.0km	約 304.6km

(資料；令和6年度版海岸統計による)

### 【参考】海岸統計による延長の分類について

海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。

- 港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管
- 漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管
- 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；

国土交通省水管理・国土保全局所管



※地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

図-1.1.1 佐渡沿岸 海岸概要図

## 1.2 自然的特性

### (1) 気象・海象

#### 1) 気象

##### ① 気温

新潟地方気象台相川測候所によると、相川の1991年から2020年の30年間の平均気温は、14.1℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.0℃、最も低いのは1月、2月の4.0℃であり、年較差は約22℃となっている。

県本土部と比較すると、佐渡島の冬季の平均的な気温は対馬暖流の影響で約1℃高く、また夏季は約1℃低い。

(図-1 相川・新潟の月別平均気温)

##### ② 降水量

相川における年間降水量は、1991年から2020年までの30年間の平均で1572.5mmであり、新潟観測所の年間降水量1845.9mmに比べてやや少ない。

月平均降水量で見ると、7月の207.3mmが最も多く、2月の91.6mmが最も少ない。

(図-2 相川・新潟の月別降水量)

(図-3 相川・新潟の月別降雪日数)

##### ③ 風

佐渡島の両津では、全風では南西、北東の風が卓越し、8m/s以上の強風では南西の風が卓越する。羽茂は全風では北北東の風が卓越し、強風では逆方向の南南西の風が卓越する。

粟島では、全風では、南南西、北東、北西の風向が卓越するが、8m/s以上の強風は、南が卓越する。

(表-1 佐渡・粟島における風速別・風向別の出現頻度)

(図-4 佐渡・粟島における風速別出現頻度グラフ・風配図)

#### ④水 温

佐渡島周辺の水温は、年間を通して 12～23℃程度の幅で変化している。

(図-5 佐渡・粟島周辺における水温水平分布)

### 2)海 象

#### ①波 浪

佐渡島では、北端の弾崎沖水深 54m 地点で波高、周期が観測されている。月平均有義波高で見ると、冬季に高く、夏季に低くなる日本海共通の特性を持つ。特に 12 月～2 月の月平均有義波高は 2 m を超えており、周期は 7 秒程度と長い。月最大波高は、9～10 月の台風期と、12 月、2～4 月の冬期に 10m を超えており、周期は 10 秒以上のうねり性の高波浪が来襲している。

両津港と小木港では、北端の弾崎沖で観測された結果を基に波浪推算を実施している。それによれば、両津港は波高 25cm 未満の静穏時が全体の約 60% を占め、残りは、東北東～北北東の波となり、特に北東の波が約 67% (全体では 26%) と卓越する。小木港でも静穏時が全体の約 50% を占め、残りは、西南西～南西、そして東の波となり、特に西南西の波が約 80% (全体では約 37%) が卓越する。

また、波浪推算の結果によれば、両港ともに 2 m を越える波が非常に少なく、さほど大きく発達しないと推測されている。

(図-6 弾崎における波高別波高出現頻度分布)

(図-7 弾崎における波高・周期別出現頻度分布)

(図-8 両津港における波向別出現頻度分布)

(図-9 小木港における波向別出現頻度分布)

#### ②潮 位

佐渡島では、両津港及び小木港において潮位が観測されている。各港湾の潮位の変動は小さく、一般的な日本海沿岸の特性となっている。朔望平均の干満差は両津港、小木港でそれぞれ 44 cm の小さい潮差となっている。

(図-10 佐渡における潮位)

#### ③流 況

日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆(南西)から津軽海峡(北西)に向けて流れている。

(図-11 佐渡・粟島周辺における季節別海流図)

## (2) 地形・地質

### 1) 地形

佐渡島は、南北に約 60km、最大幅約 31km で中央部が両津湾と真野湾によりくびれた独特の形状をしており、北西部の大佐渡と南東部の小佐渡に分かれ、中央部に国仲平野が広がっている。大佐渡は、金北山や妙見山が主峰を連ねており、日本海側の尖閣湾や外海府海岸に代表されるように崖海岸の荒々しいイメージが強い。これと対比的に小佐渡は緩やかな起伏に富む山並みを持っており、佐渡海峡側の海岸線は大佐渡に比べると凹凸の少ない静かなイメージを持っている。また、佐渡島全体の約 7 割以上が山地であり、海岸近傍まで山が迫っている地域が多く、国仲平野を除くと平坦な土地が少ない。

佐渡の中央部には、佐渡最大の河川である国府川が南へと流下し、真野湾に注いでいる。

小佐渡中央付近には、鴻ノ瀬鼻と呼ばれる独特の砂嘴地形が存在する。

粟島は、北北東から南南西方向に横たわる長さ 7km、最大幅 7km の小島である。島の長軸方向に標高 200m 内外の山稜が伸び、低地は極めて少ない。

(図-12 佐渡・粟島の地形)

### 2) 地質

佐渡地域は、東北日本海沿岸のいわゆるグリーンタフ地域内に位置し、新第三系と第四系の堆積岩及び第三紀と白亜紀の火成岩から成る。先新第三系は佐渡島の地質の基盤を成すものであり、大佐渡北端部と中部の小野見川流域及び小佐渡中央部南岸の多田付近に小規模な露出がある。したがって、多くは新第三系、または第四系の堆積岩から構成されているが、特に外海府海岸一帯は第三紀火成岩から成る海蝕崖が発達している。また、小佐渡南端の小木半島の先端一帯には、中新世の玄武岩の一部が枕状構造を呈して露出しており、特殊な海蝕崖を形成している。

粟島の地質は新第三系の火山岩から成る。

(図-13 佐渡・粟島の地質)

### 3) 海底地形

北方の特徴的な海底地形としては、大佐渡の北端に位置する弾崎の北約 25km に水深 200m 程度の瓢箪礁と、弾崎の直ぐ東、両津湾の前面に水深 300 m 程度の最上舟状海盆がある。また、南方には、小佐渡の南東部の水深 500 m 以上に達する佐渡海盆がある。さらに、姫崎東方の佐渡海峡には水深 100 m 程度の浅瀬が存在している。

等深線形状でみると、真野湾の前面と小佐渡の南一部を除き、水深 100m の等深線が海岸線に沿うように位置しており、全体的には海底勾配が急な海

岸が多いといえよう。特に、小佐渡の姫崎から鴻ノ瀬鼻までの前面は、1/10程度の急な海底勾配が水深 200m 以上にまで達している。これに対して鴻ノ瀬鼻から小佐渡南端の沢崎までは、徐々に 1/100～1/150 程度まで海底勾配が緩くなる。また、大佐渡の外洋側では、1/10～1/20 と急峻な勾配である。また、真野湾の前面でも 1/100～1/150 程度の非常に緩やかな海底勾配を持っている。一方、両津湾はすぐ前面に海盆が存在することもある、水深 50 m程度までと 200～300m程度までは海底勾配が 1/100～1/150 と緩いのに対し、水深 50～200m付近は 1/10～1/20 と急峻である。

粟島周辺では、水深 60mまで海岸線とほぼ平行な等深線形状を有しており、海底勾配が 1/10 程度と急である。それ以深では、北東側で水深約 300m程度まで急な斜面が続くのに対し、南東側では緩やかになっている。

(図-14 佐渡・粟島周辺の海底地形)

#### 4) 海底の底質

大佐渡の北端に位置する弾崎から小佐渡南端までと両津湾周辺では、海岸線に沿って岩礁が分布している。その外側には分級度の高い砂質土が佐渡島を取り囲むように分布しており、粒径が急激に変化する特徴を持っている。また、小佐渡の南東部前面には砂質土が海岸線沿いに分布している。シルトと粘土質がこれらの沖側に分布しているが、両津湾のみ海岸線近傍まで礫質の非常に細かい底質が分布している。なお、礫質の分布が明瞭なのは、真野湾の前面付近のみである。

粟島周辺は、岩石性～礫質の底質であるが、その周りには分級度の高い砂質土が分布している。

(図-15 佐渡・粟島周辺の海底底質)

#### 5) 貴重な地形・地質

新潟県全域を対象とした「新潟のすぐれた自然」(新潟県 昭和 58 年)、及び「続・新潟のすぐれた自然」(新潟県 平成 5 年)において、自然保護上特に重要な対象を選定し、総合的な調査が実施されている。

自然保護上特に重要な地形・地質として、佐渡で 22 ヶ所、粟島で 2 ヶ所が選定されている。

(図-16 佐渡・粟島における貴重な地形・地質)

### (3)水 質

佐渡沿岸域では、真野湾 3 地点(A類型)、小木港 2 地点(A類型)、両津湾 6 地点(加茂湖ではB類型、他はA類型)および国府橋の計 12 地点で水質測定が実施されている。令和 5 年の測定結果では、両津湾(丙水域)の 2 地点と真野湾の 1 地点を除く測定地点において環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

(表-2 佐渡・粟島周辺(海域)の水質基準達成状況)

(表-3 佐渡・粟島周辺(河川)の水質基準達成状況)

### (4)流入河川

一級河川はなく、二級河川の国府川、羽茂川など 81 の河川が直接佐渡島の沿岸に流入している。なお粟島沿岸には河川は流入していない。

(図-17 佐渡沿岸に流入する河川)

### (5)生物相

#### 1)植 生

環境庁の「自然環境保全基礎調査」によれば、自然保護上貴重な植物群落として、第 2 回では 26 地域、第 3 回では 5 地域、第 5 回では 1 地域が選定されている。

「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマベンケイソウ(新潟県絶滅危惧 I 類)などが、波浪による侵食や防護のための護岸工事、人々による踏みつけなどにより、生息・生育条件が悪化していると報告されている。

(図-18 佐渡・粟島における貴重な植物群落)

(資料: レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-  
(維管束植物))

## 2) 動物

### ① 哺乳類

「第6回自然環境保全調査」の調査対象となる9種の哺乳類のうち、佐渡島には**ほぼ全域**でタヌキの分布が確認されている。なお粟島には哺乳類の分布は確認されていない。

(図-19 佐渡・粟島における哺乳類の分布状況)

### ② その他の貴重な動物

哺乳類以外の貴重な動物としては、両生類・爬虫類、**淡水魚類**及び昆虫類が広く分布しているが、**昆虫のガ類**は佐渡島、粟島ともに確認されていない。

「レッドデータブックにいがた」によると、昆虫類のハラビロハンミョウ(**新潟県準絶滅危惧**)のように、近年佐渡では生息が確認されていないものもある。鳥類では、ウミウ(**新潟県準絶滅危惧**)が、佐渡・粟島で数つがい繁殖し、粟島の繁殖地は国の天然記念物にも指定されている。

(図-20 佐渡・粟島におけるその他の貴重な動物の分布状況)

(資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-  
(鳥類)(淡水魚類)(大型甲殻類)(昆虫類))

## 3) 藻場

「**藻場調査(2018~2020年度)**」によれば、佐渡のほぼ全域にわたって藻場(海域における海藻の着生域)が分布している。粟島においても、**全域にわたって**分布がみられる。

これら藻場は、魚介類の生育の場、及び産卵の場として重要な役割を果たしている。

(図-21 佐渡・粟島における藻場の分布状況)

## (6) 海岸景観

佐渡の海岸景観は、北端の外海府に代表される荒々しく豪壮な崖海岸、小木海岸の枕状溶岩、佐渡最長の砂浜が続く素浜海岸、また、外海府とは対照的に穏やかな東海岸等趣の異なった様々な要素から構成されている。

一方、粟島では、西海岸の仏崎展望台からの景観は、澄んだ海と険しい海岸地形や岩礁が相まって、良好な景観が形成されている。

(図-22 佐渡・粟島における良好な海岸景観の分布状況)

## (7) 自然環境の保全の状況

### 1) 自然公園及び自然環境保全地域

自然公園の指定状況を見ると、佐渡では、佐渡北西部の大佐渡地区、小木半島及び加茂湖が佐渡弥彦米山国定公園に指定されている。また、国定公園指定の小木半島を除いた小佐渡地域全域が小佐渡県立自然公園に、上の平が自然環境保全地域に指定されている。

一方、粟島では、全域が瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。

(図-23 佐渡・粟島における自然公園等の指定状況)

### 2) 鳥獣保護区

佐渡においては、鳥獣保護区 7 ケ所、特別保護地区（鳥獣保護地区にあって鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区） 2 ケ所、休猟区 3 ケ所が指定されている。

また、粟島においては、全島が鳥獣保護区に、そのうち立島については特別保護地区に指定されている。

(図-24 佐渡・粟島における鳥獣保護区の指定状況)

### 3) 保安林

大佐渡を北東から南西に走る佐渡山地の広い範囲が保安林の指定を受けているが、本沿岸域（汀線から約 1 km の範囲）については、わずかに点在する程度である。

これら沿岸域に位置する保安林は、背後地を塩風害や飛砂から守るといった、重要な役割を担っている。

(図-25 佐渡・粟島における保安林の指定状況)

## 1.3 社会的特性

### (1) 人口

令和2年の国勢調査によると、佐渡市の人口は51,492人、粟島浦村353人となっている。平成12年と比較すると、佐渡市では28.7%、粟島浦村では21.4%の減少が見られる。

(表-4 国勢調査人口の推移)

(図-26 国勢調査人口)

### (2) 産業

#### 1) 産業構造

佐渡市および粟島浦村においては、県平均と比較して、第1次産業就業者比率が10ポイント以上も高く、第2次産業比率は極めて低くなっている。また、第3次産業就業者比率は佐渡市、粟島浦村ともに65%程度であり、県平均と同程度である。

(図-27 産業別就業比率)

#### 2) 農業

市町村別農業粗生産額は、佐渡市が87億円であり粟島浦村はゼロとなっている。

(図-28 農業粗生産額)

#### 3) 漁業

佐渡及び粟島では、周辺海域の海況条件を生かした定置漁業、及びいか一本釣り漁業が基幹漁業となっている。

令和5年度の漁港別の陸揚量をみると、両津漁港が最も多く、陸揚量1,547トンとなっている。粟島浦村には粟島漁港、釜谷漁港があり、両港で陸揚量252トンとなっている。

(表-5 漁港別の陸揚量及び金額)

#### 4)工 業

佐渡市における工業については、事業所数 57 事業所、従業員数 1,042 人、出荷額 128 億円となっている。

(図-29 製造業事業所数)

(図-30 製造業従業員数)

(図-31 製造品出荷額等)

#### 5)商 業

佐渡市の商店数は 768 箇所、従業員数は 3,758 人、販売額は 741 億円である。粟島浦村の商店数は 7 箇所、従業員数は 13 人、販売額は 8 百万円である。

(図-32 商店数)

(図-33 商店従業員数)

(図-34 年間販売額)

### (3)交 通

佐渡島と本州を結ぶ航路は現在 2 本運行されており、最短時間で、両津港～新潟港間を 67 分、小木港～直江津港間を 160 分で結んでいる。

また、粟島からは、内浦港～岩船港間を 95 分で結んでいる。

佐渡市には佐渡空港があるが、現在は運休している。

佐渡市内では、両津港から国仲平野を通り、佐和田地区から小木港へと南下する国道 350 号が唯一の国道で、島民の生活及び観光の重要な路線となっている。また、沿岸の周遊道路として主要地方道佐渡一周線の整備が進められており、各海岸へのアクセス性が向上している。

また、粟島では、島の中央を走る県道釜谷・内浦線、村道その他、遊歩道等の整備が進められており、徒歩等による島の周遊はほぼ可能である。

(図-35 幹線道路網図)

(図-36 公共交通網図)

## (4) 歴史・文化

### 1) 佐渡

佐渡の歴史は非常に古く、島内には岩蔭・千種などの多くの遺跡が発見され、1万年以上も前の古代から人が住んでいたことが分かっている。

佐渡に本土から人や文化が入ってきたのは、日本が国としてまとまった8世紀頃からであり、佐渡は既に一国として750年頃に国府（現在の佐渡市四日町）が置かれ、国司も派遣され、その頃から伊豆や隠岐とともに遠流刑の地として定められていた。

722年に万葉歌人の穂積朝臣老が佐渡に流されて以来、順徳院、京極為兼、日野資朝や日蓮、世阿弥など、中世までは流人のほとんどが政争に敗れたり、実権者との確執等があった人々で、この時、彼らの持ち込んだ貴族文化などがいろいろな形をとって佐渡に伝えられたといわれている。また、これらの人々が佐渡にわたってきたところは、畑野の多田港であるとされており、ここは古くから佐渡の国津であった。

佐渡が歴史上に大きくクローズアップされるのは、佐渡金山の発見からといってよく、徳川家康は佐渡金山の有望性に目をつけ、天領として金山開発を進めた。そして、最盛期の17世紀初めには世界でも有数の産出量を誇るようになり、それまで寒村だった相川が4万人もの大きな町に膨れ上がり、本土からきた奉行や役人たちが持ち込んだ武家文化が伝わった。

また、その頃小木は、金の積出港あるいは、西廻海運の寄港地として栄え、それらを窓口に、船乗りたちが小木に町人文化を運んできた。

しかし、江戸時代末期には、幕府の財政を支えてきた金山も衰退し、明治になると日本が世界の仲間入りを果たしたのにひきかえ、佐渡は金山と共に時代に取り残されていった。佐渡の玄関口であった小木や赤泊の港も次第にさびれていき、変わって両津港が発展するようになる。両津港は、1858年の日米通商条約で開港した新潟港の補助港に指定されてから、佐渡の表玄関として登場し、いまや両津航路は佐渡へのメインコースとなっている。

これらの背景から、佐渡は西日本・北陸の影響を強く受けているといわれ、貴族文化（国仲地方）、武家文化（相川地方）、町人文化（小木地方）の3つが渾然一体となって佐渡独特の文化を育み、同じ新潟でも本土部とは全く異なる文化土壌の中にあるといえる。

（資料：「佐渡入門」佐渡観光協会、「佐渡歴史散歩」磯部欣三 他）

## 2) 粟島

粟島の歴史をみると、内浦の5ヵ所から発見された縄文土器に辿り着くが、その後の弥生から古墳時代の文化がみられず、空白の時代となっている。その時代については、粟島は蝦夷の地であったという説、北九州の松浦一族が何らかの理由で対馬海流を北上して漂着したという説などが存在する。

粟島の古代文化は7世紀末頃から始まっていると考えられる。この頃には、磐舟柵（648年）を中心とする蝦夷と大和朝廷との攻防に関係した人々が渡島したといわれ、土器などから粟島にも新しい中央の文化が伝えられたと考えられている。また、奈良時代から平安時代頃には、遺跡などから製塩が行われていたことが分かっている。

その後、鎌倉時代は、建長3年（1251）に、北条時頼と北条重時が著名をして、色部公長を地頭職につかせてから粟島は色部氏の所領となった。そして、慶長3年（1603）に上杉景勝の会津移封に伴って色部氏が米沢に移ってからは、米沢藩の越後預所となり、そのまま明治4年（1871）の廃藩置県にまで及んだ。なお、江戸時代には、粟島は、西廻海運の避難港になっていた。

そして、明治22年に粟島浦村となって以来、明治の大火や新潟地震（1964年）、風浪海底地滑り（1974年）など、幾度か大きな災害に見舞われたが、村民は屈することなく復興に立ち上がり、漁業と観光の村として現在まで発展してきている。

（資料：新潟県文化財調査年報第11 粟島 1972 新潟県教育委員会  
粟島浦村村勢要覧 粟島浦村 他）

## (5) 文化遺産

### 1) 指定文化財

佐渡及び粟島の指定文化財は、国仲平野において多数の分布が見られる。その他沿岸域では、小木半島の内岬に多くの分布が見られる。

国指定文化財は、佐渡市で40件、粟島浦村はなしとなっている。

県指定文化財は、佐渡市で74件、粟島浦村は2件となっている。

また、下相川から鷲崎に渡る外海府海岸と、小木町から沢崎にわたる大部分が、国の名勝に指定されている。

（図-37 指定文化財の分布）

（表-6 指定文化財一覧）

### 2) 埋蔵文化財

本沿岸域の埋蔵文化財をみると、佐渡のほぼ全域にわたって分布している。また、粟島では、点在している。

（図-38 埋蔵文化財の分布）

### 3)世界遺産

佐渡では「佐渡島の金山」が令和6年7月にユネスコ世界文化遺産に登録された。また、相川鶴子金銀山の緩衝地帯が沿岸部を含む範囲に設定されている。

(図-39 「佐渡島の金山」構成資産・緩衝地帯範囲図(全体))

## (6)土地利用

佐渡及び粟島は、山地が海岸近くまで迫るといふ離島の典型的な地形となっていることから、佐渡市の宅地利用は2.5%、粟島浦村の宅地利用は0.9%と非常に低い。

(図-40 土地利用の状況)

## (7)海岸災害

### 1)侵食

佐渡島には、侵食されやすい粒径の細かい砂浜海岸は、両津湾や真野湾の二つの湾内に集中し、湾外は礫系の海浜となっているが、ある程度粒径が大きい海浜であっても、特に外海府海岸側では、冬季風浪の影響が大きく侵食が進んでいる。また、二つの湾内の砂浜は、比較的波浪が静穏であるにもかかわらず、治山・治水対策による供給土砂の減少と沿岸での大規模構造物建設の影響により、侵食・消失傾向となっている。佐渡島で最も長い砂浜延長を有する素浜海岸(延長約4km)では、冬季の北西風等により、背後の道路等に多くの砂が飛ばされており、飛砂による土砂の消失が海岸侵食にも影響していると考えられる。

佐渡島の佐渡海峡側の侵食代表例としては、旧畑野町松ヶ崎海岸の鴻ノ瀬鼻があげられる。鴻ノ瀬鼻は、2方向からの沿岸漂砂が出合い形成される砂嘴地形、尖角岬となっているが、ここでは、1800年代から侵食、越波の被害を受けており、江戸時代より波除け柵が設置されていたことが記録に残されている。被災は主に7月から12月の間に生じており、台風の来襲時期に多い。

粟島は1974年に海底地滑りが発生した。粟島の南西海岸沿いの陸地が延長480m、最大幅60m、面積約2万㎡にわたり侵食され、粟島漁港においても著しい海底変化が生じ、水深3~4mであったところが10~20mの深さになったほどである。

また、災害後堆積土砂20万m<sup>3</sup>が流出し、この災害での被害総額は約30億円にもものぼった。この災害の原因は不明で、対馬海流に何か異状水塊が発生し、大きな流れを発生させたものと推定されている。

(図-41 航空写真による松ヶ崎海岸の汀線変化)

(表-7 粟島の海底地滑りによる被害状況)

## 2) 高潮・波浪

佐渡島、粟島ともに、海岸沿いの低地に集落が密集し、道路が走っているため、越波による被害は歴史的なものがある。特に冬季風浪による高波浪と台風期の台風に伴う高波浪によって大きな越波災害が生じていて、越波とともに海浜砂利まで陸地に打ち上げられるほどである。弾崎での観測期間中最大有義波高は、1979年10月19日の台風20号によるもので、7.23mを記録している。

海岸における被災は、冬季風浪により毎年のように生じている。特に日本海からの高波浪を直接受ける外海府海岸側では、被災地点が各所に散らばっており、場所に限定されず被災している。また、真野湾や両津湾内でも、随所で被災している。

(図-42 佐渡沿岸における海岸災害)

(表-8 佐渡沿岸における海岸災害)

(表-9 漁港海岸災害復旧事業費の経年変化)

## 3) 津波

新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。その主なものに、能登半島地震津波(2024)、日本海中部地震津波(1983)、新潟地震津波(1964)、山形沖地震津波(天保の地震津波(鼠ヶ関地震津波):1883)がある。なかでも、佐渡島、粟島に被害を与えた津波としては、新潟地震津波と日本海中部地震津波が挙げられる。

1964年の新潟地震では、佐渡島の波源に相対する内海府ゾーンにおいて1~3mの波高を観測しているが、反対側の相川付近では30~50cmであった。この津波により、両津港周辺で浸水の被害があった。また、粟島は震央に近かったにもかかわらず、島自体が東側で平均1.3m、西側で0.9m隆起したことが影響したためか、観測された津波の波高は数10cm程度であった。

1983年の日本海中部地震では、佐渡島の大佐渡側で1~3m、小佐渡側では1m以下の波高が観測された。粟島での津波の波高は、西側で1~3m、東側1m以下であった。

(表-10 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波)

(図-43 新潟地震津波の目視波高)

(図-44 日本海中部地震津波の目視波高)

(図-45 新潟地震による佐渡島の被害)

(図-46 新潟地震に伴う粟島の隆起)

## (8)沿岸域の利用の現況

### 1)漁業利用の状況

#### ①漁港の位置及び種別

本沿岸域には、佐渡 34 港（第 1 種漁港が 26 港、第 2 種漁港が 6 港、第 3 種漁港が 1 港、第 4 種漁港が 1 港）、粟島 2 港（第 1 種漁港が 1 港、第 4 種漁港が 1 港）の計 36 港が存在している。

（図－47 漁港位置図）

#### ②漁業権の設定及び漁場

本沿岸域には、区画漁業権漁場、共同漁業権漁場、及び定置漁業権漁場が設定されている。

また、広い範囲にわたって、多種の漁場が形成されており、また粟島ではワカメの養殖も営まれている。

（図－48 漁港権の設定状況）

（図－49 佐渡沿岸の漁場）

（図－50 粟島沿岸の漁場）

### 2)レクリエーション利用の状況

#### ①観光入り込み状況

令和 5 年度の観光入り込み客数は、佐渡市で 86 万人程度、粟島浦村で 1 万人程度となっている。また、県外観光客が県内観光客を上回っている。

また、令和 4 年度と比較すると、佐渡市は微増、粟島浦村は横ばいとなっている。

目的別の入り込み客数では、佐渡市では歴史・文化が 50%程度を占め、粟島浦村では自然が 100%となっている。

（図－51 出発地（県外・県内）別観光入り込み客数）

（図－52 観光入り込み客数の推移）

（図－53 観光入り込み客数の目的構成比）

#### ②海水浴客入り込み状況

佐渡沿岸は良好な海水浴場を有しており、令和 5 年度海水浴場入込数は約 3 万人となっている。

また、粟島の海水浴場では、約 8 千人の海水浴客が来訪している。

（表－11 市町村別海水浴客入り込み状況）

### ③海岸域における観光地の分布

佐渡全域が国際的に優れた観光地であるが、尖閣湾、大野亀などが全国的に有名である。その他、佐渡金山等島の西部に多くの観光地の集積がみられる。

また粟島も全島が良好な観光地になっている。

(図-54 主な観光資源の分布)

### ④祭・行事

佐渡及び粟島では、春～秋を中心に、祭りや行事が開催されている。

その中で、「佐渡オープンウォータースイミング」、「佐渡国際トライアスロン大会」等、海と関わりを持つ祭りや行事が数多く行われている。

(表-12 主な祭・イベント)

### ⑤釣り場・ダイビングスポット

佐渡及び粟島においては、全域にわたって釣り場のポイントが数多く分布している。

また、全海域において高い透明度が維持されていることから、ダイビングに適しており、内海府北部を中心としてダイビングスポットが全島的に分布している。

(図-55 釣り場・ダイビングスポットの分布)

## 3) 港湾施設の利用状況

本沿岸域には、重要港湾の両津港及び小木港、地方港湾の赤泊港、避難港の二見港の計4港がある。

両津港は、令和6年海上出入貨物量が約297万トンと4港のうち最も多く、次いで、小木港の約24万トン、二見港の約2万トン、赤泊港の約1万トンと続いている。

また、4港全体の品目内訳では、航送車両の他、重油、砂利・砂、セメントなどが主な品目となっている。

(図-56 港湾の海上出入貨物量の推移)

(図-57 港湾の品目別取扱貨物量)

## (9)防 災

### 1)海岸保全施設整備

現在の制度に近い形での侵食対策は、昭和 27 年から事業に取り組みされており、主として堤防・護岸や消波工、そして離岸堤が設置されてきたが、近年は、海辺への近づきやすさの改善や景観配慮から、緩傾斜護岸や人工リーフなどの工法も採用されている。また、海岸背後が狭隘で公共用地取得が困難な地域が多いため、過去には海面を埋め立てて土地を創出する公有地造成事業も多く実施されていた。

一方、海岸保全施設建設後、数十年を経過するものも出てきており、この対処策として、相川海岸のように、堤防・護岸の老朽化に伴い、緩傾斜堤防と養浜工による改築が実施された例もある。

### 2)地域防災計画

新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。

この計画の風水害対策編(令和 7 年 10 月修正)の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。(後略)」としている。具体的には「海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」「海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する」と定めている。

震災対策編(令和 7 年 10 月修正)では、海岸保全区域の整備・改修に関して、「海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。」とされている。また、災害危険箇所の調査・整備に関して、「地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。」とされている。

津波災害対策編(令和 7 年 10 月修正)では、計画の目的は「(前略)県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。(後略)」とされており、対策の方向性として「県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。津波

災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する」とされている。

個別災害対策編(令和7年10月修正)には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。

## (10)関連する法規制

沿岸域においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法と密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。

(表-13 沿岸域に関する法律とその概要一覧(環境保全関係))

(表-14 沿岸域に関する法律とその概要一覧(国土保全関係))

(表-15 沿岸域に関する法律とその概要一覧(利用関係))

## (11) 関連する諸計画

### 1) 新潟県総合計画(令和 7 年 3 月)

本計画は、新潟県の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、中長期的な視点から、今後、新潟県が取り組む政策全般の方向性を明らかにするもので、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とした新潟県の最上位の行政計画として、令和 7 年 3 月に策定された。

海岸保全については次のように位置づけられている。

#### ○災害から県民の命と暮らしを守るハード対策等の強化

被害の防止・軽減を図るための事前防災の対策と災害からの速やかな復旧・復興を図るための事前復興の対策を両輪で取り組む。

頻発・激甚化する大規模災害を踏まえ、犠牲者を出さない、社会経済活動を途絶させないため、被害を防止・軽減する治水・湛水防除・治山・土砂災害対策・海岸保全等の事前防災対策を強化するとともに、既存施設等の活用により流域の貯留機能の拡大（ダムの事前放流や田んぼダムの取組等）を図る。

#### ○確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化

激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と両輪で推進する。

洪水、土砂災害及び津波等のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供など市町村が行う避難情報発令や地域防災力の向上に資する取組を支援する。

## 2)新潟県国土強靱化地域計画(令和2年10月改定)

新潟県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づきを策定しており、本県のこれまでの被災経験や取組等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実と日本海国土軸の強化を目指すことを理念とし、大規模自然災害全般に備え、防災・減災対策や老朽化対策、本県の拠点性向上に資する対策をハード・ソフトの両面から着実に推進することとしている。

強靱化の推進方針として下記の項目に海岸に関するものが位置付けられている。

### 1 一段加速した防災・減災対策の推進

#### (1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進

- ・ 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。
- ・ 被害を未然に防止・軽減するための事前対応として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。

### 2 安全・安心な地域を支える基盤づくり

#### (1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保

- ・ 河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。
- ・ 海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。
- ・ 港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。
- ・ 漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。

### 3)新潟県環境基本計画 2017－2028

新潟県環境基本計画には、基本目標「人と自然が共生する暮らし」及び「資源循環型社会の形成」のなかで、海岸環境について次のように位置づけられている。

#### ○人と自然が共生する暮らし—水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

- ・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。
- ・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。
- ・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。

#### ○資源循環型社会の形成—廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

- ・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。

#### 4)新潟県水環境保全基本方針

新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年 10 月全面改正）」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針」（平成 12 年 2 月策定、令和 3 年 3 月最終改訂）を定めており、その概要は次のとおりとなっている。

##### ○方針の位置付け

この方針は、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき策定するもので、新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指すために水環境の面からの取組を示すものです。また、新潟県環境基本計画の水環境保全分野の個別の方針・計画として、県民、事業者、民間団体、市町村及び県の参加と連携、協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための指針となるものです。

##### ○方針の対象

###### (1) 対象とする水環境

この方針の対象は、河川、湖沼、沿岸海域等の水域、地下水、水辺地及び水源かん養域としての森林等とし、対象とする分野は、水質、水の循環、水とのふれあい、水辺環境とその生物多様性とします。

###### (2) 対象主体及び対象地域

対象主体は県民、事業者、民間団体、市町村及び県とし、対象地域は県内全域とします。

##### ○方針の基本理念

新潟県の豊かな水環境を保全・創造し、活用を図りつつ次の世代へ継承していくため、基本理念を『豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する』とし、これに基づいて引き続き水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

#### 5)海岸に関する諸計画等

沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。

(表－16 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)

## (12) 海岸への要請

### 1) 県民意識調査

新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、令和元年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、海岸に対する満足度では、「海岸のゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると60%近くと不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。

現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「景色を楽しむ」「ドライブ」「散歩」等の自然的環境を利用した行為とともに、「水遊び」「花火、花火見物」「水泳」などのレクリエーションも多い。将来的には、「水遊び」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。

海岸の環境保全上重要なこととしては、「工場排水による汚濁を軽減」「家庭からの汚濁を軽減」がともに45%を超えており、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」が40%を越え、「樹林の保全による海の動植物の生息環境の保全」は30%を越えている。

(図-58 海岸に対する満足度)

(図-59 海岸の環境保全上重要なこと)

(図-60 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと)

## 2) 住民説明会での住民意見

海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。

佐渡沿岸の説明会では、次のような住民意見があった。

### (防護面に関する要請)

- ・ 海岸侵食や越波による被害からの防護を要望する意見が多く、特に自動車が唯一の輸送交通手段であり、その主要路線である道路が海岸線を走る土地柄らしく、道路越波の危険を訴える声が多かった。また、海岸保全施設等に高波がぶつかると、強風により飛沫が背後集落に達し塩害が発生したり、振動が発生するなどの声もあった。
- ・ 「二つ亀の周辺は砂浜が侵食してきている。佐渡を代表する大事な観光地なのだが、どうすれば守れるのか？」
- ・ 「離岸堤の開口部のところが海岸が侵食され砂浜が無くなって、深掘れになっている。」
- ・ 「佐渡一周線が通学路になっているが、高波がくると危険なので何とか対処してほしい。」
- ・ 「冬場の荒波、それから台風の時期には、こぶし大の石が打ち上げられて、道路に波といっしょに入ってくる箇所がある。車を運転していると怖いときがある。」
- ・ 「前浜地区では、海水浴場もほしいし、自然環境だとか人工リーフもほしいが、やっぱり防護を優先してほしい。道路に波が上がるだとか、波のぶつかる震動で地震のようにゆれたりするので、高波対策を優先にお願いしたい。」
- ・ 「松ヶ崎の鴻ノ瀬鼻より水津側では、佐渡沖より北海道の方で強い風が吹いたときに、その寄り回りの波が入ってきて、道路に波が上ってくる。」
- ・ 「柿の被害など、農業被害、家屋に対する塩害が前から出てきているので配慮してほしい。」
- ・ 「波がぶつかり飛沫がたつような施設は飛沫をおさえるよう配慮してほしい。飛沫が風に乗る背後の集落に塩害のような被害が発生してしまう。」
- ・ 「真野や窪田のように沖合保全施設を整備し砂浜を守っているが、八

幡海岸では全く砂浜が無くなってしまった。昔は野球ができるほど広い砂浜だった。昔ほどとはいわないが、せめて海水浴のできるような砂浜を回復してほしい。」

- ・「お金がないから危険な箇所から集中的にというのもわかるが、いざ護岸が壊れると、すぐ後ろは道路なのだから、壊れてしまっただけからの復旧には相当のお金がいるだろう。そういうことの無いように、危険なところの把握に努め、どこが優先的な場所かよく見てほしい。」
- ・「内浦地区ではS49年の被災（海底地すべり）により海底地形が変わったが、いろいろ対策をし治まった経緯がある。しかし、その後も同じように沈下などが生じないか非常に不安である。」

#### （環境面に関する要請）

景観・環境については、防護を優先しつつも、景勝地などの保全を要望する意見があった。また、訪れる観光客などからは、海岸の景観や環境保全を求める声が高い・重視されているとの情報も寄せられた。

漁業就業者の多い地域特性から、漁場の保全や藻場の保護・造成について多くの要望があった。この中で、沖合保全施設は藻場を潰してしまう恐れがあるとの意見と、藻場造成の機能があるため積極的に設置を望む意見とが混在していた。

- ・「藻がないとアワビやサザエはもちろん稚魚もつかないし、産卵をする漁場の形成が無いというようなことなので、藻場造成に力を入れてもらいたい。」
- ・「世の中ありがたく贅沢になって、今までは道路の進捗重点とやってきたが、やはり世の中の求めている環境の美化等はつきまとう。これからは、どこの集落も同じことなんだが、大事な海水浴場というような美がほしい。」
- ・「道路が海岸の方に付け変わったら、海浜が無くなってしまった。」
- ・「養浜については、防波堤に溜まっていくなどの状況を考えると掘らなければならないことはわかるが、あまりにもいっぺんにやられたんじゃ、漁業にも影響が出る。」
- ・「海岸の景勝、砂地の景勝を確保するためにも、また、離岸堤は漁場として海藻の宝庫となっている関係からも、漁協として急いで海岸線に設置してほしい。」
- ・「これ以上砂浜を無くさないでほしいというのが、観光客からも要望の声がある。」

#### （利用面に関する要請）

海岸利用については、レクリエーション・観光拠点整備の要望や、海岸利用のルールづくりについての意見が出された。

- ・「マリンレジャーの関連の代表者としていわせてもらおうと、窪田海岸の護岸は安全面のみでなく、利用面・景観面からも、スロープのようにもっと有意義な利用の仕方ができるようなものにしてほしい。ウインドサーフィンや小型のボートの利用には、車が砂浜に降りられなくてはならないが、2～3mの護岸の高さがあってもダメだ。」
- ・「マリンレジャーの船は、何であんなにカキの養殖イカダの中をどんどん走り回るんだ。」
- ・「島外からのレジャー客は、結局車が海へ降りられる海岸を探し、ゲリラ的に乗り入れてくることになる。乗り入れ口が決まった方が、注意書き看板等でルールなどを知らせることができる。」

#### (その他)

海岸づくりについて非常に大きな関心を寄せているとともに、海岸と地域とが密接な関係にあり、海岸に係わる様々な調整を総合的見地から行うことや、関係住民や利用者の意見調整、自然現象の人為的制御など、難しい課題があることについて意見があった。

- ・「漁業者にとって沖合の藻場は非常に大切なので離岸堤で潰されるのはしのびない。だが、地元の皆さん同様陸に住んでいるので、生命財産を守るという観点では離岸堤も必要。地元の意見を聴いて、それを集約してこのような会議で諮って進めてゆくという、そうゆう形をとってもらって計画を作っていこうということだが、こうゆう難しいこともあるということも聴いてほしい。」
- ・「海岸の道路計画は、道路、港湾、海岸といったつながりを十分把握し理解したうえで進めてもらいたい。狭い土地の中で、あるいは海岸を非常に大事にしている地域の中で、それぞれが自分のことを主張するような形だと困る。」
- ・「漁港整備が進むとそこに流れ込む河川に土砂が溜まったり、圃場整備をやると水量が増えて漁港の湾内に土砂が溜まったりということが起きていて、非常に困っている。」

## 1.4 沿岸の長期的な在り方

### (1) 沿岸の課題

佐渡沿岸における自然的・社会的特性や地域の特性、及び海岸への要請を踏まえ、海岸全体における課題について、海岸の防護、環境の整備と保全、公衆の適正な利用の3つの視点から検証し、海岸全体としての課題を明らかにする。

#### 1) 海岸の防護に関する課題

本沿岸は、真野湾と両津湾内の海岸と大規模な砂浜である素浜海岸を除くと、岬や岩礁に囲まれた小規模な砂・礫浜海岸（ポケットビーチ）や崖海岸がほとんどである。その海岸線は、台風や冬季風浪に伴う高波浪によって侵食が進み、汀線が年々後退している。そして、汀線の後退に伴い、海岸構造物の被災、背後地の人家や公共施設、ならびに道路への越波災害も度々発生している。特に、海岸の背後に集落が形成され、唯一の輸送交通手段が自動車であることなどから、越波防止に対する地域の要請がかなり強い。海岸の各種構造物については、飛沫による塩害や震動防止のため、より低反射なものが求められている。

このように、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、海岸災害からの防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食や越波に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、自然豊かな観光名所；佐渡島・粟島を象徴するような、より高い次元での調和が求められている。

海岸侵食の要因としては、土砂供給量の減少、漂砂バランスの崩壊などが大きく影響しているが、地域の特性から、大規模な海岸への土砂供給の増加は見込めず、また、人為的な供給も限られるため、面的防護のさらなる推進により、海岸部における人為的な沿岸漂砂の捕捉や沖合流出防止が重要となっている。

このような厳しい海象条件の中で、戦後数十年にわたり海岸保全施設の整備を進めてきた本沿岸では、老朽化や損傷による施設機能の低下が予想されるため、施設の維持管理や適切な更新・改築が重要課題となっている。

津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定

を平成 29 年 11 月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。

また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。

## 2) 環境の整備と保全に関する課題

佐渡島・粟島には、豊かな自然環境（貴重な動植物、優れた海岸景観等）が広範囲において形成され、貴重な文化財も多く分布しており、いずれも貴重な観光資源となっている。このような優れた自然は、生物の生息環境、水産資源の育成環境など各種環境の創生の基盤をなすものである。こうした自然環境を積極的に保全するとともに、砂浜の回復などのように、失われた環境・景観については、復元・回復させることが強く望まれている。また、貴重種や藻場の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

過去に整備された線的防護の海岸保全施設により、景観が著しく損なわれている例もあり、施設の更新・改築時には景観の改善も考慮しなければならない。

毎年、冬季風浪後など大量のゴミ等が海岸に打ち上げられるが、その処理については、海岸愛護活動が積極的に行われているため、利用度の高い夏場前には、清潔さが保たれている。しかし、人為的なゴミ投棄により、海岸環境を著しく損ねている事例も見受けられる。

### 3) 公衆の適正な利用に関する課題

本沿岸においては、離島という特性から地域の活性化が重要課題となっているが、地域と海岸が密接に結びついていることから、海岸の利用を質・量ともに向上させる海岸づくりは、地域の活性化に大きく寄与することができる。

特に、沿岸海域では、漁業活動の推進、レクリエーションの場としての利用促進が必要である。また、夏季だけでなく、冬季においても新しい可能性も含めて振興策を考えていくことが重要である。

なお、沿岸における豊かな自然環境は、保全・保護が求められている一方で、地域活性化に繋がる観光レクリエーション利用等の有効な資源でもあることから、自然環境の保全を前提としながら、関係各機関との調整の基にその活用計画について検討していく必要がある。

また、具体的な施設計画や施設整備に際しては、必要に応じて調査を行い、周辺環境に与える影響に十分配慮し、環境保全に対して万全な注意を払うことが必要である。

さらに、保全側と利用側とが共通の協議の場に臨み、合意形成に向けて相互の益に資するような糸口を見出していく努力が求められる。

漁業、港湾、観光レクリエーション及びその他の空間利用の相互間においては、各種計画段階において各関係機関との十分な調整を行うのは勿論、各機関が連携して総合的により価値が高いものを構築するといった体制づくりが必要となっている。

## (2) 海岸保全の目標

佐渡沿岸における課題に対処し、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理の実現を目指し、本沿岸における海岸保全の目標、いわゆる海岸の長期的な在り方を定めるものとする。

### 1) 佐渡沿岸の長期的な在り方

#### ① 防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、環境面、利用面との調和のとれた面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

#### ② 環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組むを進めるものとする。

#### ③ 利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

## 2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたりるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

### ① 海岸の防護に関する施策

ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

#### a) 防護すべき地域

高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。

#### b) 防護水準

##### ○ 高潮・波浪に対する防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

(計画高潮位の設定)

下記の2値を比較し高い値を採用する。

- ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量
- ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量

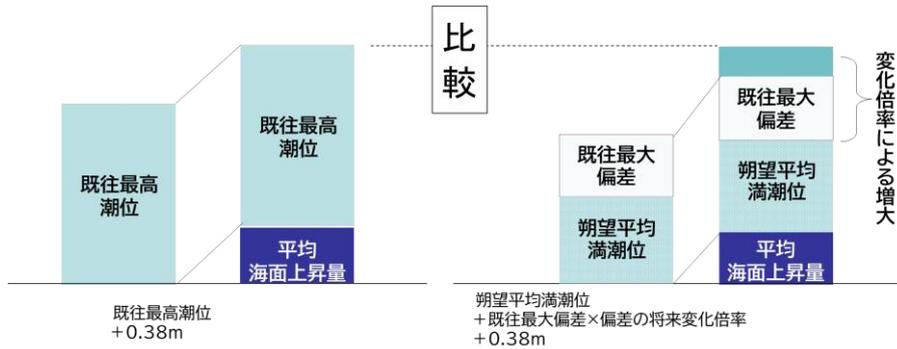


図-1.4.1 計画高潮位の設定イメージ

(波浪による打ち上げ高の設定)

- ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成20年4月、新潟県農林水産部漁港課)の値(50年確率波)を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。
- ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。

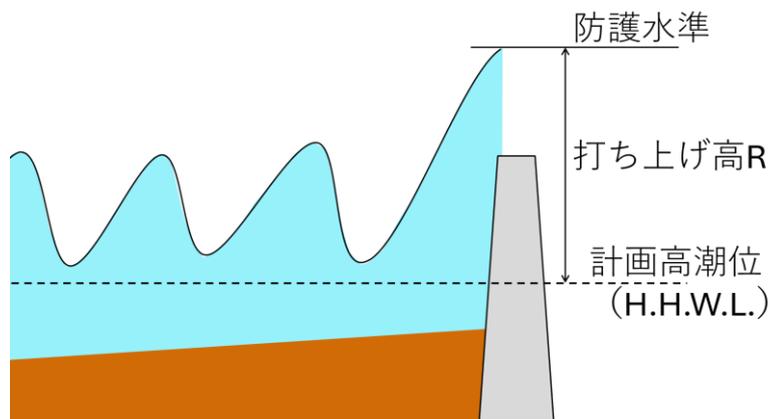


図-1.4.2 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ

○津波に対する防護水準

津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。

また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。

**（設計津波水位の設定）**

新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。

ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。

（表－17 防護水準一覧）

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。

## ②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

### ③公衆の適正な利用に関する施策

- ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ) 海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。
- オ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- カ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

## 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 2.1 沿岸のゾーニング

本沿岸域は、『佐渡』と『粟島』とに地理的に大きく区分され、さらに佐渡島内では、大佐渡・小佐渡、内海府・外海府などといったようにいくつかの地域区分があり、その地域毎に様々な特徴が見出される。海岸の保全にあたっては、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、佐渡沿岸では、地形条件及び自然的特性、社会的特性等、類似した性格を有する一連の区域毎に図-2.1.1のようにゾーン区分した。

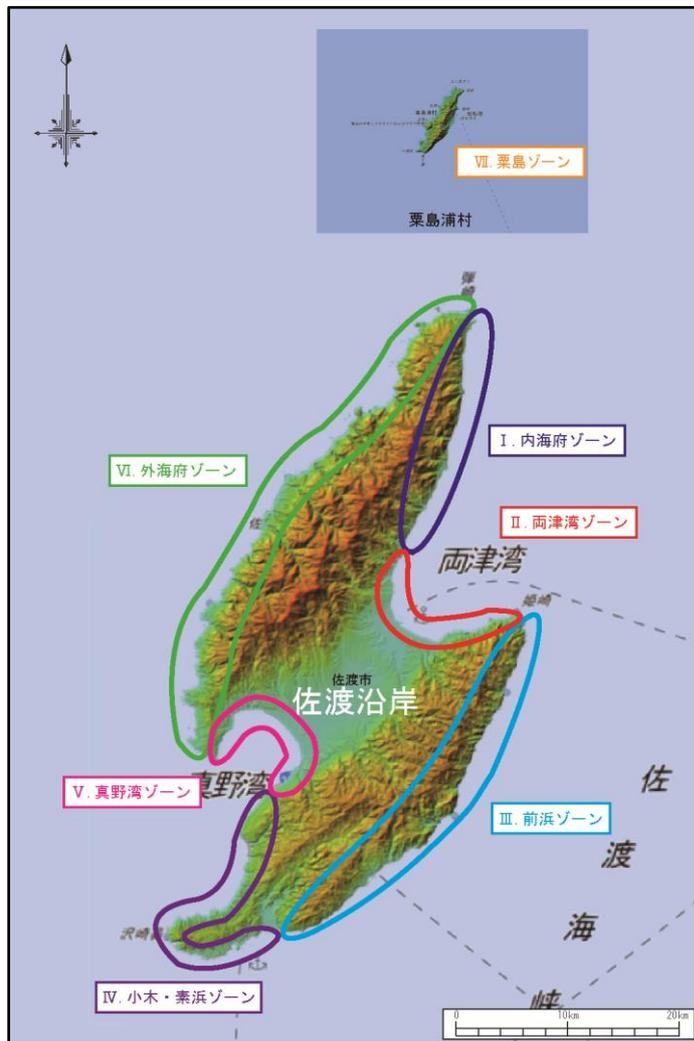


図-2.1.1 佐渡沿岸におけるゾーン配置図

## 2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

各ゾーンの特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び計画の基本方針を踏まえ、ゾーン毎の海岸保全の施策を表-2.2.1に示す。

表-2.2.1(1) 各ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

ゾーン名	ゾーンの特性			海岸保全の施策
	防護	環境	利用	
内海府ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多くの海岸には、護岸前面に砂浜がほとんどない。</li> <li>◆海岸線に沿って道路が併走し、さらに両津よりに重要施設が多く、越波被害が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆シキミ林やヤンコウスキーキリガなど貴重な動植物が分布しており、浦川地区以北は国定公園に指定されている。</li> <li>◆黒姫川河口の北には保安林が指定されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸線沿いに主要地方道佐渡一周線が走っている。</li> <li>◆広域的なレベルの観光レクリエーション資源は特に存在しないが、北小浦漁港では、スキューバダイビングが行われ、白瀬、和木漁港等は島内でも有数の漁獲量を誇っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸沿いの道路や低地に密集する集落の越波に対する安全性を確保する。また、少ない砂浜に対しては、侵食が進行しないよう配慮する。</li> <li>◆津波に対しても警戒し、避難体制を主としたソフト対策の充実を図る。</li> <li>◆佐渡の漁業の中で、重要な位置を占める白瀬・和木漁港等を中心とした保全利用を推進する。各漁港の周辺海域では、良好な漁場環境の保全に努めるとともに、漁業生産・流通機能の向上や周辺の漁村環境整備を実施する。</li> <li>◆国定公園区域に生息する貴重な生物の生息域や保安林の保全を積極的に図る。</li> </ul>
両津湾ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸侵食が顕著であり、既に砂浜が消失し、浜幅の狭い海岸が多い。</li> <li>◆海岸線に沿って道路が併走し、両津の市街地を背後に控え重要な施設が多く、越波被害が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住吉地区以東の海岸線付近に、ナギサズやスタジイ林などの貴重な動植物が分布し、さらに、加茂湖が国定公園、その他の全域が県立自然公園に指定されている。</li> <li>◆両尾地区以東は、穏やかで良好な海岸景観が形成されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆加茂湖をはじめ、市街地周辺や東海岸に観光レクリエーション資源が多く分布している。</li> <li>◆島内一の漁獲金額を誇る両津漁港が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆両津湾内一体では侵食が顕著であることから、既に消失した砂浜を含めた砂浜の積極的な維持・回復に努め、自然海岸の越波低減効果に着目した防護を図る。対策としては、景観面・利用面等を考慮した各種対策工を複合的に用いる面的防護工法を採択することにより、佐渡随一の市街地に相応しい沿岸域を創造してゆく。</li> <li>◆県立自然公園指定地区の海岸線付近の優れた自然環境の保全を図る。</li> <li>◆佐渡の表玄関である重要港湾の両津港と、域内随一の漁獲高を誇る両津漁港、ならびに良好な自然環境が形成されている加茂湖を中軸として、観光・レクリエーション、漁業、流通、文化・情報等の“核”となるためのあらゆる機能の向上を目指した整備を図る。</li> <li>◆津波に対しては、避難などのソフト面の対応を強化する。</li> </ul>
前浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆浜幅の狭い礫浜が多く、特に松ヶ崎海岸では、古くから侵食が生じていた。また、海岸線に沿って道路が併走しており、越波被害が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の海岸線付近や背後の森林に貴重な生物が分布し、ほぼ全域が県立自然公園に指定されている。</li> <li>◆全体的に穏やかな海岸景観が形成されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域的レベルの観光レクリエーション資源は特になく、砂礫浜周辺が海水浴やキャンプ場などの海洋性レクリエーション拠点となっている。</li> <li>◆物流港である小木港（羽茂地区）、島内でも有数の漁獲量を誇る水津漁港が存在する。</li> <li>◆海岸線沿いに主要地方道佐渡一周線が走る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆赤泊や羽茂の市街地を中心に、低地に密集する集落に対して、越波ならびに津波を考慮した整備を図る。</li> <li>◆海岸防災について江戸時代から波除け柵設置など対策に取り組んできた歴史的背景を有し、現在も侵食傾向が続く松ヶ崎海岸や、幅の狭い砂礫浜海岸に対しては、侵食対策を積極的に図る。</li> <li>◆残された自然環境の保全、ならびにそこに生息する貴重な生物の生息域の保全を図る。また、点在する砂礫浜や良好な海岸景観の眺望点周辺の保全を図る。</li> <li>◆海域の静穏度を踏まえ、港湾・漁港本来の機能を拡充するだけでなく、海洋性レクリエーションの利用を促進することにより、周辺地域と一体化した地域づくりを図る。</li> <li>◆各地に点在する砂礫浜においては、海岸線へのアクセスの向上や市町村の環境整備計画等に基づく海洋性レクリエーション拠点の形成、観光ならびに集落環境の改善を図る。</li> </ul>
小木・素浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆基本的には岩礁性海岸が多く、集落は低地に密集しており、小木の市街地を背後に控え重要施設が多い。</li> <li>◆佐渡島で最も大規模な砂浜である素浜海岸では、海岸侵食とともに強風による飛砂が著しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆数多くの貴重な生物が広範囲に分布し、小木半島が国定公園に、その他が県立自然公園に指定されている。また、様々な特色を持つ地形が構成する優れた海岸景観は、国名勝にも指定されている。</li> <li>◆文化財の集積度が高い。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小木半島の内岬に多くの観光資源が分布し、小木港や素浜周辺には海岸性レクリエーション拠点が点在する。</li> <li>◆主要地方道佐渡一周線の整備が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小木の市街地を中心に、低地に密集する集落に対して、越波ならびに津波を考慮した整備を図る。</li> <li>◆佐渡島で最も長大な砂浜である素浜海岸に対しては、飛砂を含めた侵食の要因を十分把握した上で適切な対策を図り、広大な砂浜と静穏な海域を保全すると同時に、海洋性レクリエーションの場としての活用を図る。</li> <li>◆国の名勝天然記念物に指定されている小木海岸では、貴重で独特な海食台・枕状溶岩により形成される海岸地形を保全するとともに、そこに生息する貴重な生物の生息環境の保全を図る。</li> <li>◆小木は、新潟県では唯一、国指定の伝統的建造物群保存地区になっている。さらに、その他の貴重な文化財も集中しており、これらの貴重な文化財の積極的な保護を図るとともに、防護対策とこれらの貴重な文化財保護との調和を図る。</li> <li>◆重要港湾の小木港周辺においては、物流・人流機能の拡充、城山地区の優れた自然環境の活用、ならびに観光・レクリエーション拠点の利用を推進する。</li> <li>◆佐渡・粟島沿岸域でも特に、特色のある海岸特性を保全しつつ、周辺地域との連携を図ることにより、これらの優れた自然環境を活かして観光・レクリエーションの利用推進を図る。</li> </ul>

表-2.2.1(2) 各ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

ゾーン名	ゾーンの特性			海岸保全の施策
	防護	環境	利用	
真野湾ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸線には道路または住宅密集地が位置し、真野地区、佐和田地区の中心街を控え重要施設が多く、越波被害が生じている。</li> <li>◆砂浜は侵食を受けて狭小であり、護岸前面の砂浜は狭くなっている。</li> <li>◆災害復旧事業が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆二見港以西は、国定公園に指定され、貴重な生物が分布し、文化財が集積している。また、真野漁港以西は県立自然公園に指定されており、越の長浜では良好な海岸景観が形成されている。</li> <li>◆国府川河口に保安林が指定されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域的レベルの観光資源はそれほど存在しないが、各地で環境整備計画等が進められている。</li> <li>◆海岸線付近に国道350号が通過し、密集した市街地が隣接する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆真野湾沿岸一体では侵食が顕著であることから、既に消失した砂浜を含めた砂浜の積極的な維持・回復に努め、自然海浜の越波低減効果に着目した防護を図る。対策としては、景観面・利用面等を考慮した各種対策工を複合的に用いる面的防護工法を採択することにより、自然味あふれる沿岸域の創造を図る。</li> <li>◆良好な自然環境が形成されており、この自然環境の保全、ならびにそこに生息する生物の生息環境の保全を図る。また、二見港以西は貴重な文化財が集積していることから、この文化財の積極的な保護を図る。</li> <li>◆佐和田地区の河原田諏訪町・河原田本町周辺や真野地区の新町に形成されている市街地を中心として、今後とも道路状況の改善や公園・下水道整備などの都市基盤整備を進めていくとともに、真野湾沿岸の一体的発展を目指し、各自治会間で調整・連携のとれた地域整備の展開を図る。</li> <li>◆漁業生産機能の向上と、レクリエーション施設等の整備による漁村環境の改善を図る。</li> <li>◆津波に対しては、避難などのソフト面の対応を強化する。</li> </ul>
外海府ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆崖海岸が多く、低地に密集する集落の前面は狭い砂礫浜がほとんどである。</li> <li>◆背後に相川地区の中心地が位置する相川海岸では、海岸保全施設の老朽化に伴い、景観・利用にも配慮した施設の改築が実施された。</li> <li>◆災害復旧事業が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相川地区を除く全域が国定公園に指定されており、各地に多くの貴重な生物が分布している。</li> <li>◆ほぼ全域が国名勝に指定されており、貴重な地形は文化財にも指定されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸の貴重な地形と景観が、広域レベルの観光資源となっている。</li> <li>◆相川地区の背後は市街地の集積度が高く、多くの観光資源が存在する。</li> <li>◆姫津、高千漁港などの多くの漁港が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相川地区等の低地に密集する集落に対して、越波ならびに津波を考慮した整備を図る。</li> <li>◆入川・岩谷口海岸のような幅の狭い砂礫浜に対しては、砂浜の維持・復元を積極的に図る。</li> <li>◆豪壮な崖海岸からなる尖閣湾や、特色ある海岸地形である二ツ亀・大野亀など、国名勝に指定され、観光資源としても重要である。この貴重な海岸景観の保全に努める。</li> </ul>
粟島ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆崖・岩礁性の海岸が多い。</li> <li>◆粟島の中心地は低地にあり、その護岸前面の浜幅はやや狭く、越波被害が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆数多くの貴重な生物が広範囲に分布し、島全体に優れた自然環境が形成されており、全域が県立自然公園、鳥獣保護区となっている。</li> <li>◆立島以北の西海岸にみられる貴重な地形を始めとして、優れた海岸景観が形成されている。</li> <li>◆沿岸部には良好な藻場が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆点在する砂浜には海水浴場・キャンプ場があり、釣りに適したスポットも多く、観光と漁業が村の主要産業となっている。</li> <li>◆釜谷漁港周辺では環境整備がなされている。</li> <li>◆粟島漁港には、本土と粟島を結ぶ粟島汽船が発着する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海岸線直背後の低地に集落が密集していることから、越波並びに津波を考慮した整備を図る。内浦海岸のような砂浜に対しては、砂浜の維持・復元を積極的に図る。</li> <li>◆立島以北の西海岸をはじめとする粟島全域は、鳥獣保護区の特別保護地区や国天然記念物に指定され、柱状節理の地形から構成される優れた海岸景観が形成されている。この粟島全域の優れた自然環境の保全を積極的に図る。</li> <li>◆粟島漁港における海上交通の拠点としての機能の向上を図りつつ、海釣りや海水浴場・キャンプ場などの海洋性レクリエーションの場としての既存の機能の拡充だけでなく、新たな観光への展開を模索し、粟島浦村の地域振興に努める。</li> </ul>

## 2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

### (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

### (2) 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。

各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。

## 2.4 海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を表-2.4.1及び添付図に示す。

### (1) 沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、**目安高**（**沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高**）、現況の海岸保全施設を示す。

### (2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び**海岸保全施設の目安高**を記載している。

**海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。**

### (3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、**越波及び津波**による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

### (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表-2.4.1(1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		主要な施設の種類				受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況		
						延長 (m)	目安高 (m)						
佐渡沿岸	内海府ゾーン	1	建設	両津海岸 (鷺崎地区)	佐渡市鷺崎	2,500	T.P.+7.6	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。日常的な海岸利用が多いことから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて鷺崎地区は年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		2	漁港	北小浦漁港海岸	佐渡市北小浦（北小浦漁港）	40	T.P.+7.9						佐渡弥彦米山国定公園
		3	建設	両津海岸(見立・北小浦地区)	佐渡市見立～北小浦	2,500	T.P.+7.6	護岸、突堤、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。日常的な海岸利用が多いことから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて北小浦地区の住家近接区間は年12回程度、その他の地区は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		4	建設	両津海岸(虫崎・黒姫地区)	佐渡市虫崎～黒姫	2,500	T.P.+13.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		5	漁港	黒姫漁港海岸	佐渡市黒姫（黒姫漁港）	296	T.P.+11.0	護岸、消波工、波除堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		6	建設	両津海岸 (黒姫・歌見・浦川地区)	佐渡市黒姫～浦川	3,109	T.P.+6.7	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		7	漁港	浦川漁港海岸	佐渡市浦川（浦川漁港）	179	T.P.+5.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		8	漁港	和木漁港海岸	佐渡市和木（和木漁港）	46	T.P.+7.5						
		9	建設	両津海岸 (平松・和木・玉崎・白瀬地区)	佐渡市平松～白瀬	6,075	T.P.+10.7	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、平松地区は年3回程度、その他の地区は年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置				主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況		
						延長 (m)	目安高 (m)						
佐渡沿岸	両津湾ゾーン	10	漁港	白瀬漁港海岸	佐渡市白瀬（白瀬漁港）	474	T.P.+5.6	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	
		11	港湾	両津港海岸（白瀬・榑地区）	佐渡市白瀬～榑（両津港）	1,837	T.P.+7.1	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地・農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		12	漁港	羽吉漁港海岸	佐渡市羽吉（羽吉漁港）	512	T.P.+6.1	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、公共用地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	
		13	港湾	両津港海岸（吉住・平沢地区）	佐渡市吉住～平沢（両津港）	2,905	T.P.+5.7	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	佐渡市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地及び火力発電所を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		14	漁港	両津漁港海岸（夷地区）	佐渡市両津夷（両津漁港・夷地区）	157	T.P.+4.8	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	
		15	漁港	両津漁港海岸（加茂湖地区）	佐渡市両津夷～両津湊（両津漁港・加茂湖地区）	4,215	T.P.+1.5	護岸				海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	
		16	港湾	両津港海岸（湊・河崎地区）	佐渡市両津湊～河崎（両津港）	3,896	T.P.+5.0	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	佐渡市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていること及び緩傾斜護岸など環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		17	港湾	両津港海岸（真木・椎泊地区）	佐渡市真木～椎泊（両津港）	2,665	T.P.+6.5	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	背後に保安林を擁していることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		18	漁港	椎泊漁港海岸	佐渡市椎泊（椎泊漁港）	344	T.P.+7.5	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		主要な施設の種類				受益の地域		備考	
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況		維持又は修繕の方法
						延長 (m)	目安高 (m)						
佐渡沿岸	両津湾ゾーン	19	建設	両津海岸(両尾・羽二生地区)	佐渡市両尾～羽二生	3,183	T.P.+10.2	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて両尾から羽二生地区は年12回程度、稚泊地区は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		20	漁港	入桑漁港海岸	佐渡市羽二生(入桑漁港)	538	T.P.+12.3	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		21	漁港	大川漁港海岸(大川地区)	佐渡市両津大川(大川漁港・大川地区)	148	T.P.+6.9	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		22	建設	両津海岸(大川地区)	佐渡市両津大川	1,000	T.P.+10.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	前浜ゾーン	23	漁港	水津漁港海岸(水津地区)	佐渡市水津(水津漁港・水津地区)	182	T.P.+8.7	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	その他	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		24	漁港	水津漁港海岸(片野尾地区)	佐渡市水津(水津漁港・片野尾地区)	272	T.P.+10.7		護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持管理・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		25	建設	両津海岸(水津・片野尾・月布施・野浦地区)	佐渡市水津～野浦	6,000	T.P.+10.7	護岸、人工リーフ、離岸堤、突堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて住家連担部は年に12回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園 赤亀・風島なぎさ公園
	前浜ゾーン	26	建設	両津海岸(東強清水・豊岡地区)	佐渡市東強清水～豊岡	4,885	T.P.+8.7	護岸、離岸堤、人工リーフ、突堤、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		27	漁港	豊岡漁港海岸(岩首地区)	佐渡市岩首(豊岡漁港・岩首地区)	485	T.P.+8.5		護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	前浜ゾーン	28	建設	両津・畑野海岸（柿の浦・東鶴島・岩首地区）	佐渡市豊岡～岩首	4,147	T.P.+10.8	護岸、人工リーフ、離岸堤、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。日常的に海岸利用されていることから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		29	建設	両津・畑野海岸（松ヶ崎地区）	佐渡市岩首～松ヶ崎	2,219	T.P.+9.7	護岸、人工リーフ、消波堤、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		30	漁港	多田漁港海岸	佐渡市松ヶ崎～多田（多田漁港）	2,860	T.P.+10.0	護岸、離岸堤、突堤、消波工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		31	建設	畑野・赤泊海岸（多田地区）	佐渡市多田～蕨場	1,600	T.P.+8.0	護岸、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		32	漁港	赤泊漁港海岸	佐渡市三川～徳和（赤泊漁港）	279	T.P.+5.3	護岸、離岸堤、突堤、潜堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		33	建設	畑野・赤泊海岸（蕨場・三川地区）	佐渡市三川～徳和	4,900	T.P.+6.6	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		34	港湾	赤泊港海岸（徳和地区）	佐渡市徳和（赤泊港）	1,569	T.P.+6.6	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		35	港湾	赤泊港海岸（埠頭地区）	佐渡市徳和～赤泊（赤泊港）	1,580	T.P.+7.8	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、市行政サービスセンター、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	前浜ゾーン	36	港湾	赤泊港海岸（真浦地区）	佐渡市真浦～柳沢（赤泊港）	1,014	T.P.+6.8	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		37	建設	赤泊・羽茂海岸（新保・杉の浦・大杉地区）	佐渡市南新保～大杉	5,155	T.P.+7.2	護岸、人工リーフ、消波工、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		38	漁港	上浦漁港海岸	佐渡市大杉（上浦漁港）	43	T.P.+8.2	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		39	建設	赤泊・羽茂海岸（三瀬・大石地区）	佐渡市羽茂三瀬～羽茂大石	3,100	T.P.+10.0	護岸、離岸堤、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		40	漁港	羽茂漁港海岸（三瀬地区）	佐渡市羽茂三瀬（羽茂漁港・三瀬地区）	390	T.P.+6.5	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		41	港湾	小木港海岸（大石地区）	佐渡市羽茂大石（小木港）	1,330	T.P.+6.3	護岸、離岸堤、人工リーフ、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		42	港湾	小木港海岸（羽茂埠頭地区）	佐渡市羽茂大橋（小木港）	755	T.P.+4.4		護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、商工業用地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		43	漁港	羽茂漁港海岸（大橋地区）	佐渡市羽茂大橋（羽茂漁港・大橋地区）	839	T.P.+3.8	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	小木・素浜ゾーン	44	港湾	小木港海岸（大橋地区）	佐渡市羽茂大橋（小木港）	236	T.P.+3.7	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持管理・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		45	港湾	小木港海岸（市振地区）	佐渡市羽茂大橋（小木港）	915	T.P.+4.4	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		46	港湾	小木港海岸（小木埠頭地区）	佐渡市小木町（小木港）	2,429	T.P.+4.1		護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		47	漁港	小木漁港海岸（小木地区）	佐渡市小木町（小木漁港・小木地区）	813	T.P.+5.2	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	森林	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		48	港湾	小木港海岸（元小木地区）	佐渡市小木（小木港）	1,340	T.P.+11.0	人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	背後に住宅地を抱えていること及び観光施設を擁し利用者が多いことから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		49	建設	小木海岸（白木地区）	佐渡市沢崎	1,636	T.P.+9.6	消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	住宅が近接していることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		50	漁港	江積漁港海岸（江積地区）	佐渡市江積（江積漁港・江積地区）	630	T.P.+7.0	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		51	建設	小木海岸（江積・田野浦地区）	佐渡市田野浦	1,860	T.P.+4.1	護岸、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、江積地区から田ノ浦地区までの区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。  
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。  
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類の		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	小木・素浜ゾーン	52	漁港	江積漁港海岸（外岬地区）	佐渡市木流（江積漁港・外岬地区）	350	T.P.+6.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		53	建設	小木海岸（木流・大浦・井坪地区）	佐渡市小木大浦	1,140	T.P.+4.1	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて木流地区から井坪地区までの区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		54	建設	小木海岸（小比叡・堂ノ釜・井坪地区）	佐渡市小木堂釜～小比叡	1,952	T.P.+4.7	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園 素浜海水浴場
		55	建設	羽茂海岸（亀脇地区）	佐渡市羽茂大橋～羽茂亀脇	2,609	T.P.+5.1	護岸、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	海水浴場として利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握・評価し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		56	漁港	亀脇漁港海岸	佐渡市羽茂亀脇（亀脇漁港）	440	T.P.+5.0	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		57	漁港	西三川漁港海岸	佐渡市西三川（西三川漁港）	1,771	T.P.+6.7	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	真野湾ゾーン	58	建設	真野海岸（豊田・滝脇・大須地区）	佐渡市滝脇～大須	2,940	T.P.+6.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部		国道が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		59	漁港	真野漁港海岸	佐渡市真野新町（真野漁港）	2,301	T.P.+4.7	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
		60	建設	真野海岸（新町・長石・四日町地区）	佐渡市真野新町～四日町	1,594	T.P.+4.7	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、保安林	海水浴場として利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握・評価し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	
		61	建設	佐和田海岸（八幡地区）	佐渡市八幡辰巳～八幡新町	2,416	T.P.+4.7	護岸、消波工、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	病院、運動場、保安林	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類の		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	真野湾ゾーン	62	建設	佐和田海岸 (窪田・諏訪町・本町地区)	佐渡市河原田高浜町～西窪田	3,171	T.P.+4.8	護岸、人工リーフ、消波工、養浜工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	佐渡市の一部	市街地	市街地があり、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握・評価し適切な維持・修繕を行う。	佐和田海水浴場
		63	漁港	沢根漁港海岸	佐渡市沢根炭屋町～沢根籠町(沢根漁港)	1,520	T.P.+4.0	離岸堤、突堤、護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	市街地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		64	建設	佐和田海岸(沢根村地区)	佐渡市沢根羽二生	1,443	T.P.+5.0	護岸、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	市街地	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		65	港湾	二見港海岸(二見地区)	佐渡市二見(二見港)	2,927	T.P.+7.1	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地・農地	背後に幹線道路である佐渡一周線、住宅地及び火力発電所を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		66	漁港	稲鯨漁港海岸	佐渡市稲鯨(稲鯨漁港)	1,740	T.P.+6.1	護岸、離岸堤、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、森林	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
	外海府ゾーン	67	建設	相川海岸 (橋・宮の浦地区)	佐渡市橋	195	T.P.+5.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		68	建設	相川海岸(橋地区)	佐渡市橋	200	T.P.+5.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部		新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		69	建設	相川海岸(橋東地区)	佐渡市橋	345	T.P.+5.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部		新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、当該区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		70	漁港	高瀬漁港海岸	佐渡市高瀬(高瀬漁港)	300	T.P.+4.3	護岸、離岸堤				海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(9) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	外海府ゾーン	71	建設	相川海岸 (大浦・高瀬地区)	佐渡市高瀬～相川大浦	2,248	T.P.+4.3	護岸、離岸堤				県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		72	漁港	相川漁港海岸(鹿伏地区)	佐渡市相川鹿伏(相川漁港・鹿伏地区)	50	T.P.+7.8	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 世界遺産緩衝地帯
		73	建設	相川海岸(柴町・鹿伏地区)	佐渡市相川鹿伏～相川栄町	2,724	T.P.+8.6	護岸、人工リーフ、養浜工、突堤、離岸堤、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	世界遺産緩衝地帯
		74	漁港	相川漁港海岸(相川地区)	佐渡市下相川(相川漁港・相川地区)	535	T.P.+4.3	護岸、離岸堤、消波工、消波堤				海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	世界遺産緩衝地帯
		75	建設	相川海岸(小川地区)	佐渡市小川	701	T.P.+8.0	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	住宅が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 世界遺産緩衝地帯
		76	漁港	姫津漁港海岸	佐渡市達者(姫津漁港・達者地区)	715	T.P.+5.4	離岸堤、護岸、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 達者海水浴場
		77	漁港	北狄漁港海岸(北狄地区)	佐渡市北狄(北狄漁港・北狄地区)	365	T.P.+9.5	護岸、潜堤、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		78	建設	相川海岸(北狄地区)	佐渡市北狄	631	T.P.+7.7	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	県道が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		79	建設	相川海岸(戸地区)	佐渡市戸地	1,737	T.P.+9.6	離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(10) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		主要な施設の種類の				維持又は修繕の方法	備 考		
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設			受益の地域	
						延長 (m)	目安高 (m)					地 域	状 況
佐渡沿岸	外海府ゾーン	80	漁港	北狄漁港海岸(戸中地区)	佐渡市戸中(北狄漁港・戸中地区)	85	T.P.+10.3						佐渡弥彦米山国定公園
		81	建設	相川海岸(戸中地区)	佐渡市戸中	960	T.P.+10.2	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地		佐渡弥彦米山国定公園
		82	建設	相川海岸(南片辺地区)	佐渡市南片辺	400	T.P.+7.6	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地		佐渡弥彦米山国定公園
		83	漁港	片辺漁港海岸	佐渡市片辺(片辺漁港)	1,019	T.P.+6.5	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地		佐渡弥彦米山国定公園
		84	建設	相川海岸(北片辺地区)	佐渡市北片辺	471	T.P.+12.3	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地		佐渡弥彦米山国定公園
		85	建設	相川海岸(石花地区)	佐渡市石花	870	T.P.+12.3	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地		佐渡弥彦米山国定公園
		86	建設	相川海岸(後尾地区)	佐渡市後尾	618	T.P.+8.6	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地		佐渡弥彦米山国定公園
		87	建設	相川海岸(北川内地区)	佐渡市北川内～北立島	947	T.P.+8.6	護岸、消波堤、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地		佐渡弥彦米山国定公園
		88	漁港	高千漁港海岸(北立島地区)	佐渡市北立島(高千漁港・北立島地区)	73	T.P.+8.6		護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地		佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(11) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	外海府ゾーン	89	建設	相川海岸(北立島地区)	佐渡市立島～入川	760	T.P.+8.8	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、その他	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		90	建設	相川海岸(入川地区)	佐渡市入川	898	T.P.+8.8	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		91	建設	相川海岸(高千地区)	佐渡市高千	1,815	T.P.+9.5	護岸、人工リーフ、消波工、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 入崎海水浴場
		92	漁港	高千漁港海岸(高千地区)	佐渡市高千(高千漁港・高千地区)	260	T.P.+8.6	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		93	建設	相川海岸(北田野浦地区)	佐渡市北田野浦	1,737	T.P.+9.3	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		94	建設	相川海岸(小野見地区)	佐渡市小野見	975	T.P.+8.4	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		95	建設	相川海岸(石名地区)	佐渡市石名	666	T.P.+10.2	護岸、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		96	建設	相川海岸(石名・赤崎地区)	佐渡市石名	750	T.P.+10.2	護岸、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(12) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	外海府ゾーン	97	漁港	高千漁港海岸(石名地区)	佐渡市石名(高千漁港・石名地区)	350	T.P.+9.7	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		98	建設	相川海岸(小田地区)	佐渡市小田	1,265	T.P.+9.3	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		99	建設	相川海岸(大倉地区)	佐渡市大倉	661	T.P.+9.3	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		100	建設	相川海岸(矢柄地区)	佐渡市矢柄	705	T.P.+5.6	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		101	漁港	関漁港海岸	佐渡市五十浦～関(関漁港)	1,512	T.P.+5.9	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、2年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		102	建設	相川海岸(五十浦地区)	佐渡市五十浦	612	T.P.+5.7	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		103	建設	相川海岸(岩谷口地区)	佐渡市岩谷口	1,457	T.P.+5.6	護岸、人工リーフ	護岸等※1	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		104	建設	両津海岸(北鶴島地区)	佐渡市北鶴島	400	T.P.+7.5	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表-2.4.1(13) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
佐渡沿岸	外海府ゾーン	105	建設	両津海岸(北鶴島・願地区)	佐渡市願	500	T.P.+7.5	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	森林	県道及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		106	建設	両津海岸(願地区)	佐渡市願	838	T.P.+7.1	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	住宅が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用があることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて願地区は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園 二ツ亀海水浴場
		107	建設	両津海岸(鷺崎西地区)	佐渡市鷺崎	500	T.P.+7.1	護岸	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地、森林	住宅が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用があることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、防護上・利用上の影響が少ないことから年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
		108	建設	両津海岸(鷺崎東地区)	佐渡市鷺崎	1,000	T.P.+7.2	護岸、離岸堤、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	住宅が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、住家近接区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐渡弥彦米山国定公園
	粟島ゾーン	109	漁港	粟島漁港海岸	粟島浦村内浦(粟島漁港)	293	T.P.+9.1	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	粟島浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		110	建設	粟島浦海岸(内浦地区)	粟島浦村内浦	1,196	T.P.+9.1	護岸、離岸堤、突堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	粟島浦村の一部	住宅地、公共用地、農地、森林、その他	一部区間に住宅地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		111	漁港	釜谷漁港海岸	粟島浦村釜谷(釜谷漁港)	228	T.P.+12.5	護岸、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	粟島浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に数回程度の巡視、5年に1回程度の定期点検を実施し、景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園
		112	建設	粟島浦海岸(釜谷・赤石地区)	粟島浦村釜谷	324	T.P.+8.7	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	粟島浦村の一部	公共用地、その他	一部区間に住宅地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	瀬波笹川流れ粟島県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

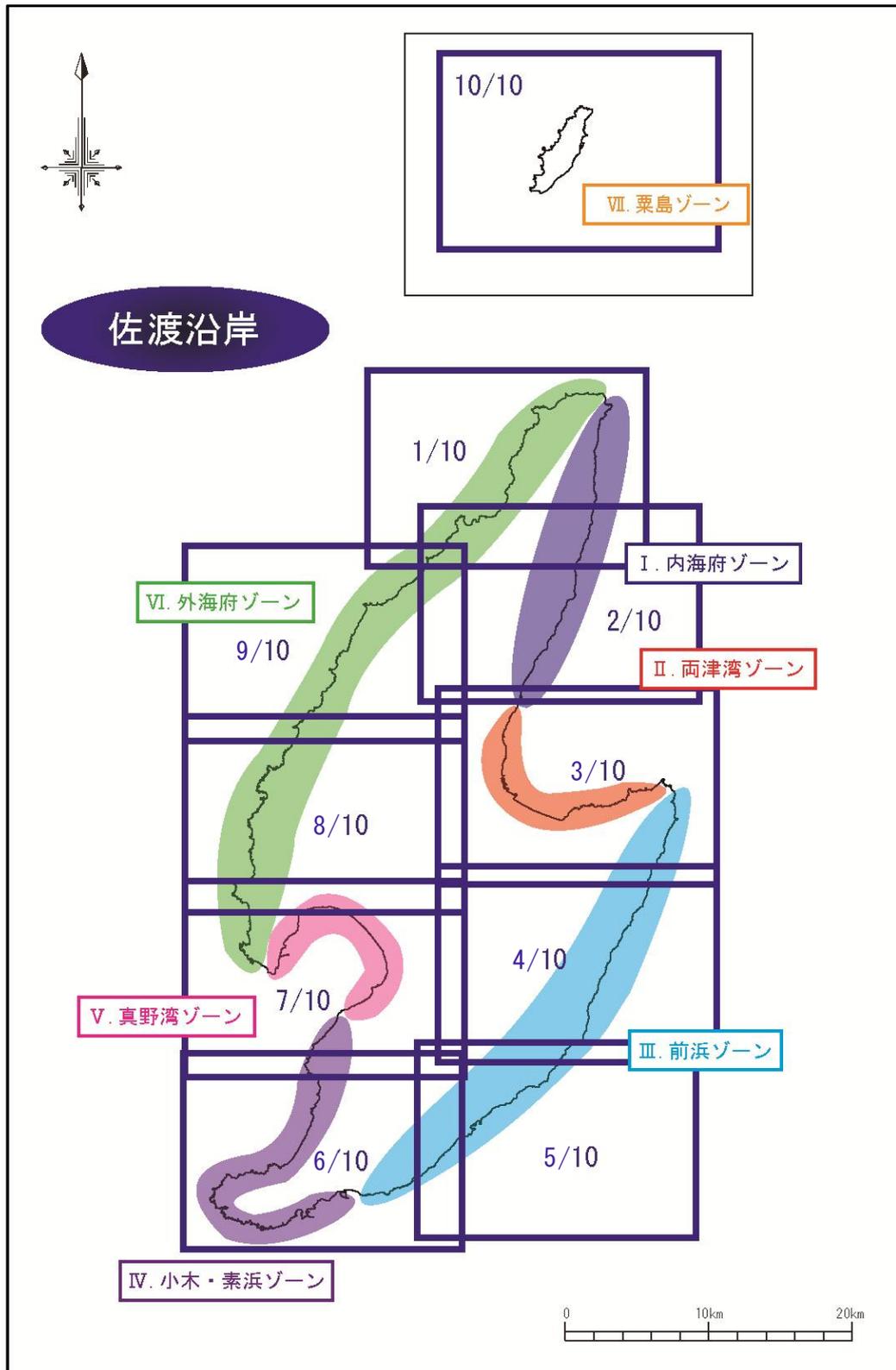
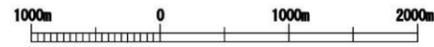


図-2.4.1 佐渡沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

## 海岸保全基本計画添付図（その1 / 10）

縮尺 1 / 5 万



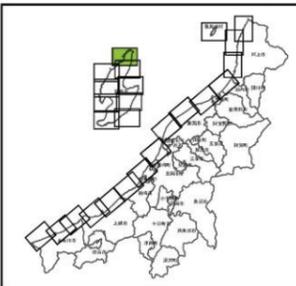
### 図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

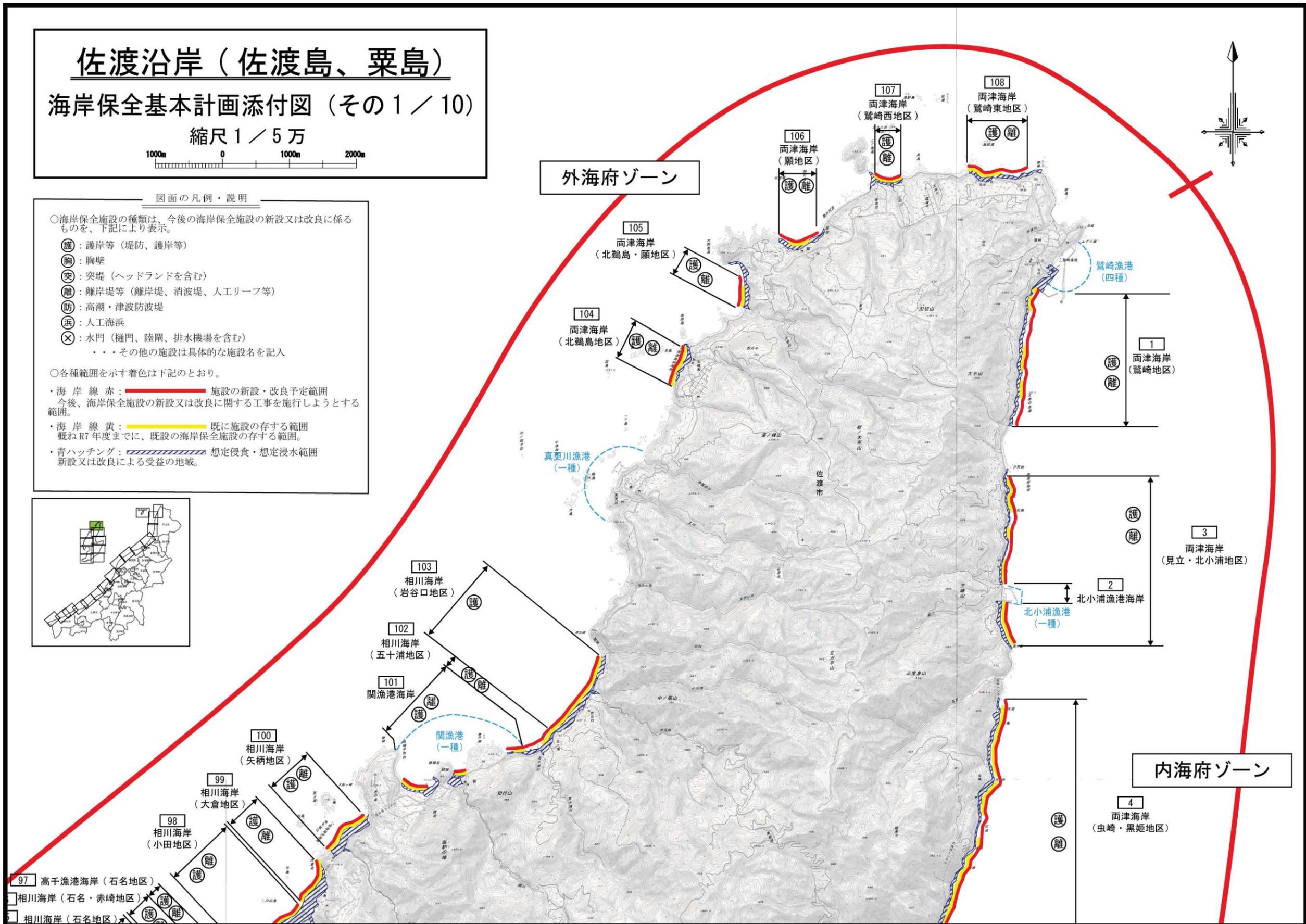
○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。

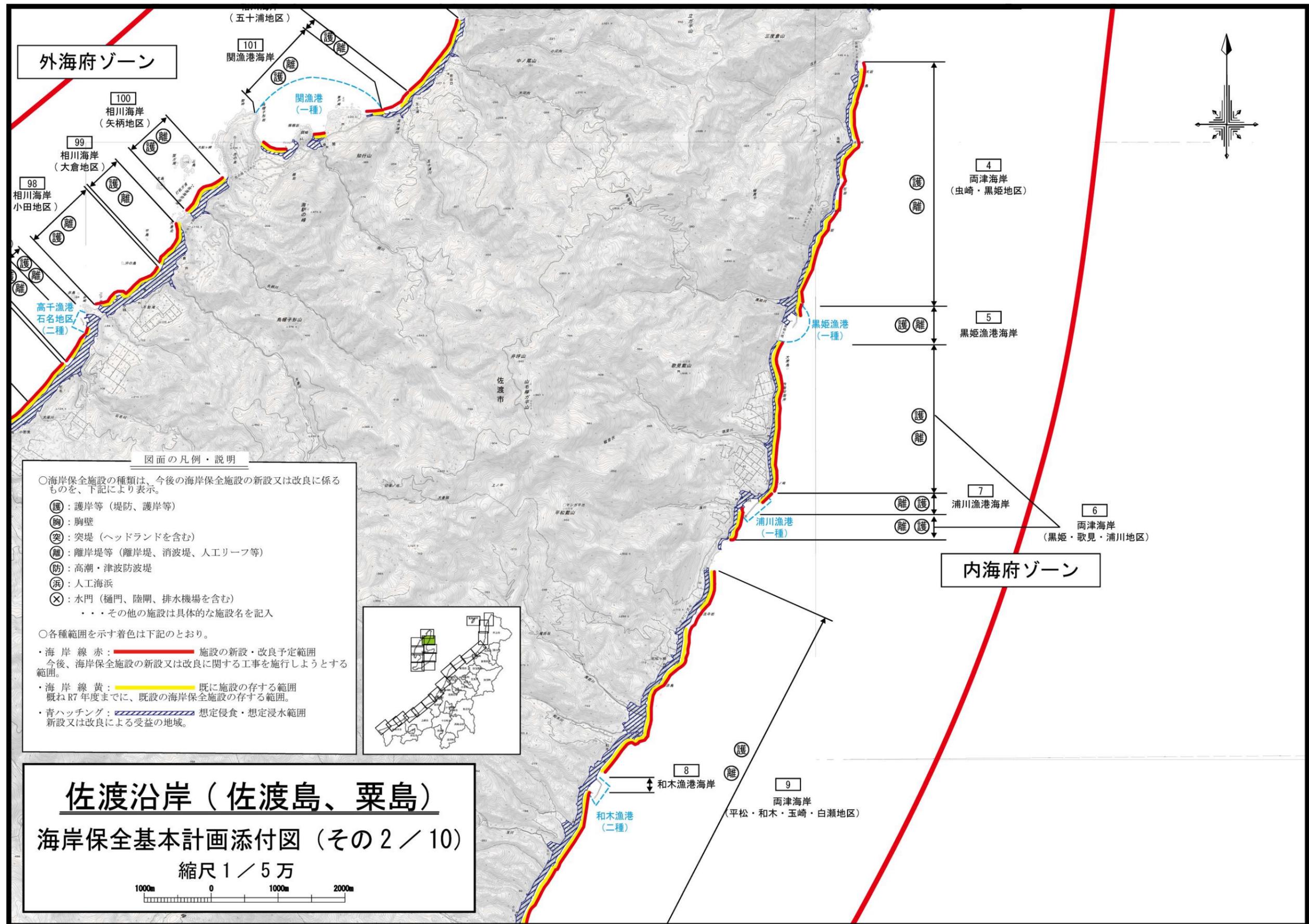


外海府ゾーン

内海府ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

## 海岸保全基本計画添付図（その3 / 10）

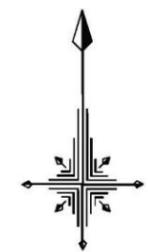
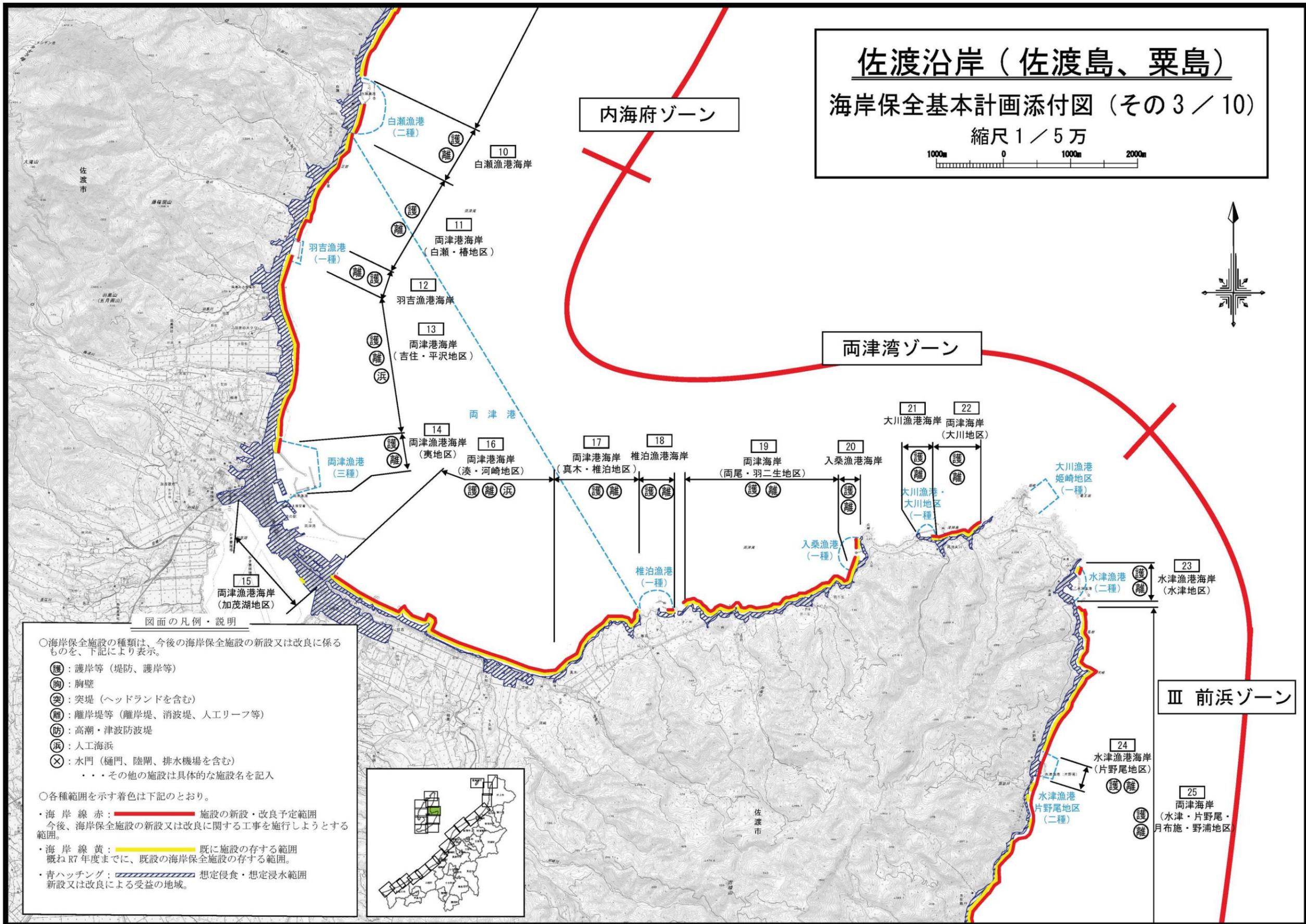
縮尺 1 / 5 万



内海府ゾーン

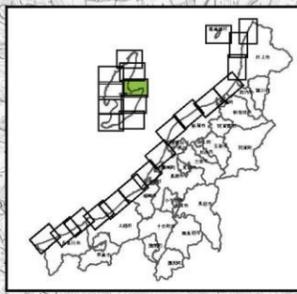
両津湾ゾーン

Ⅲ 前浜ゾーン



### 図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲  
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島） 海岸保全基本計画添付図（その4 / 10）

縮尺 1 / 5 万



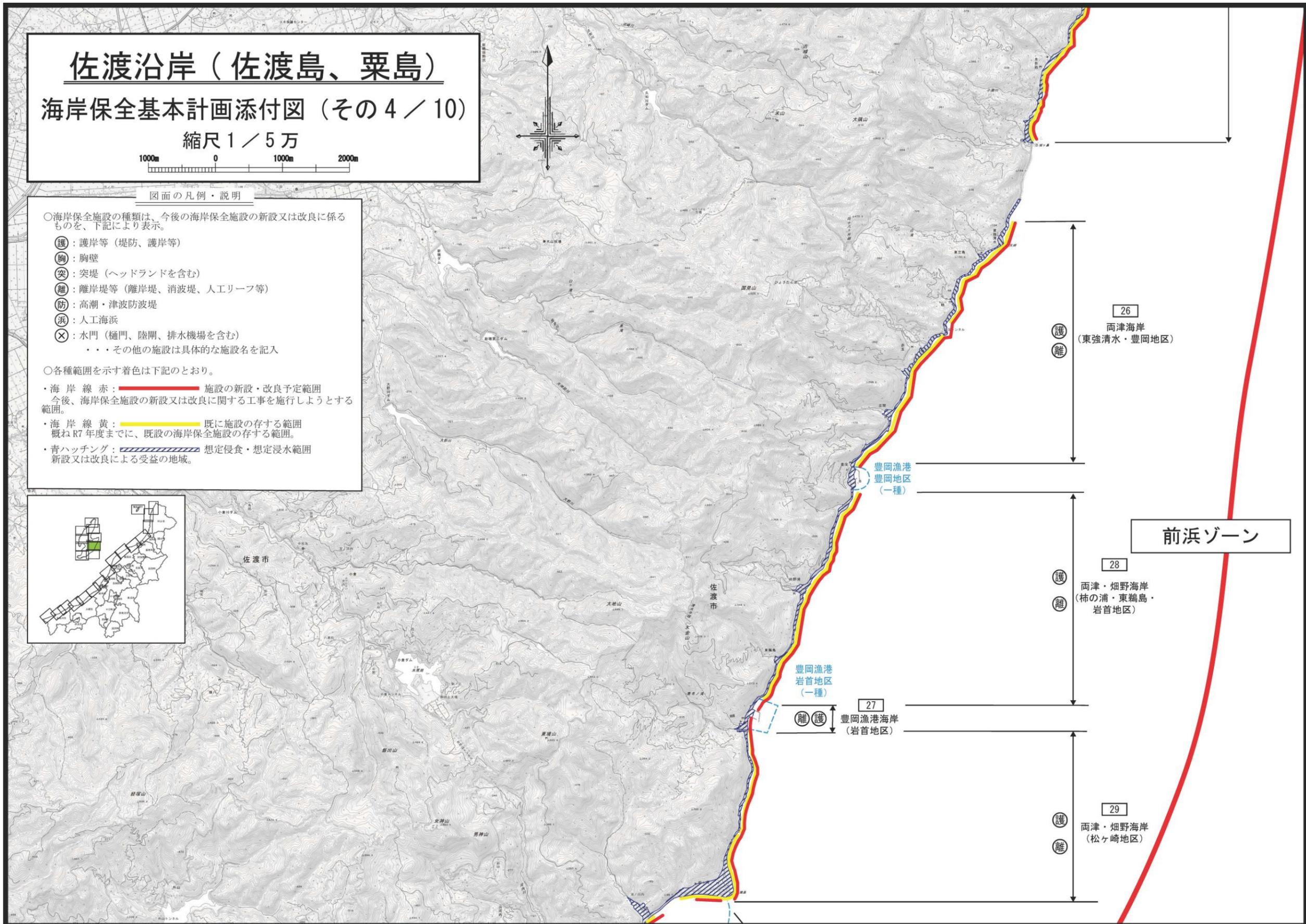
## 図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- ① 護：護岸等（堤防、護岸等）
- ② 胸：胸壁
- ③ 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- ④ 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- ⑤ 防：高潮・津波防波堤
- ⑥ 浜：人工海浜
- ⑦ ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。



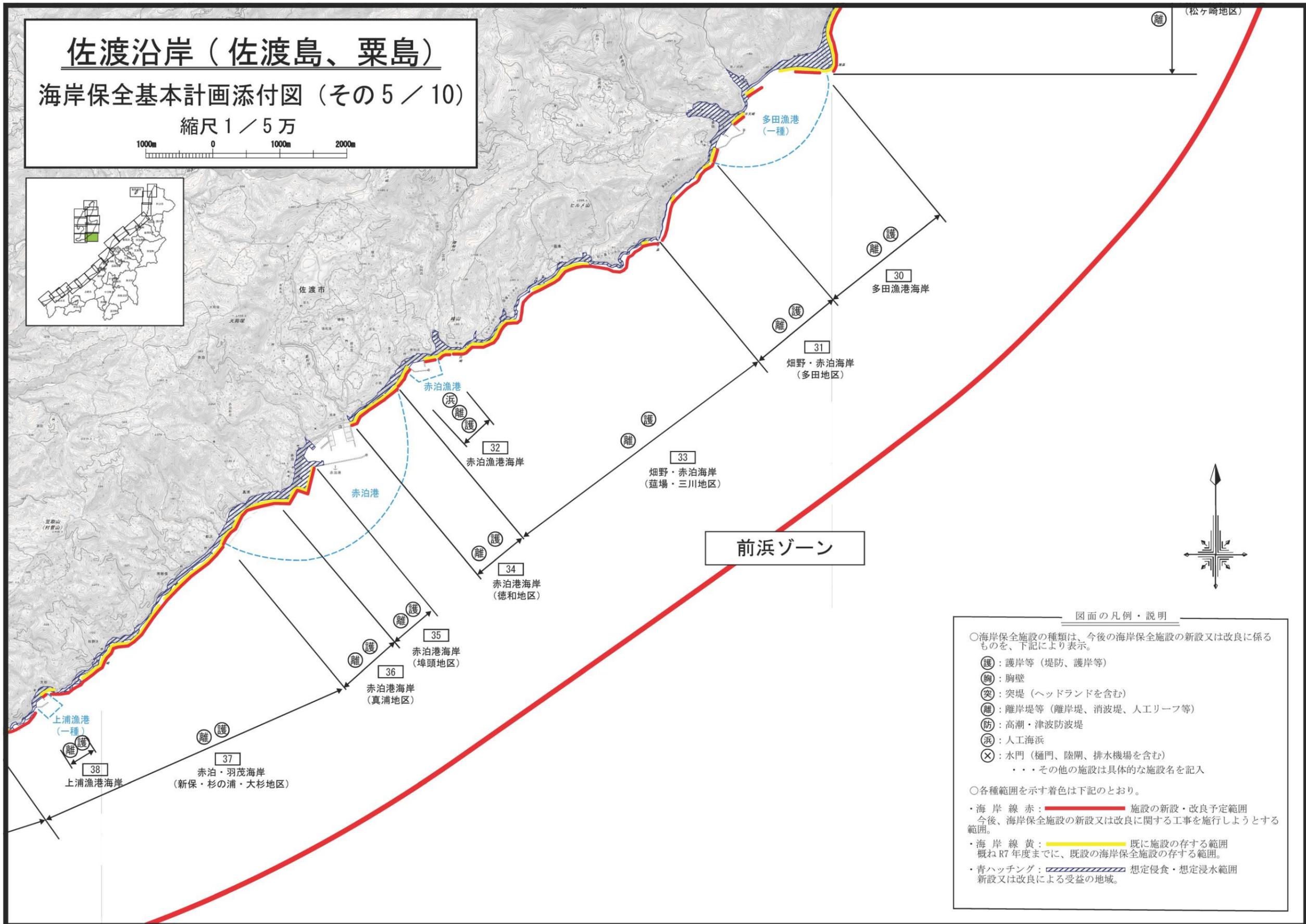
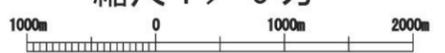
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

(松ヶ崎地区)

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

## 海岸保全基本計画添付図（その5 / 10）

縮尺 1 / 5 万



前浜ゾーン



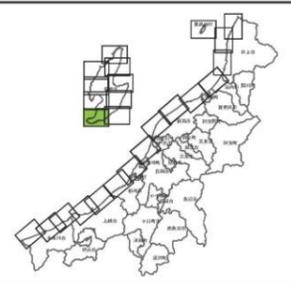
### 図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
  - 護：護岸等（堤防、護岸等）
  - 胸：胸壁
  - 突：突堤（ヘッドランドを含む）
  - 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
  - 防：高潮・津波防波堤
  - 浜：人工海浜
  - ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
  - ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
  - ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
  - ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島） 海岸保全基本計画添付図（その6 / 10）

縮尺 1 / 5 万



## 小木・素浜ゾーン

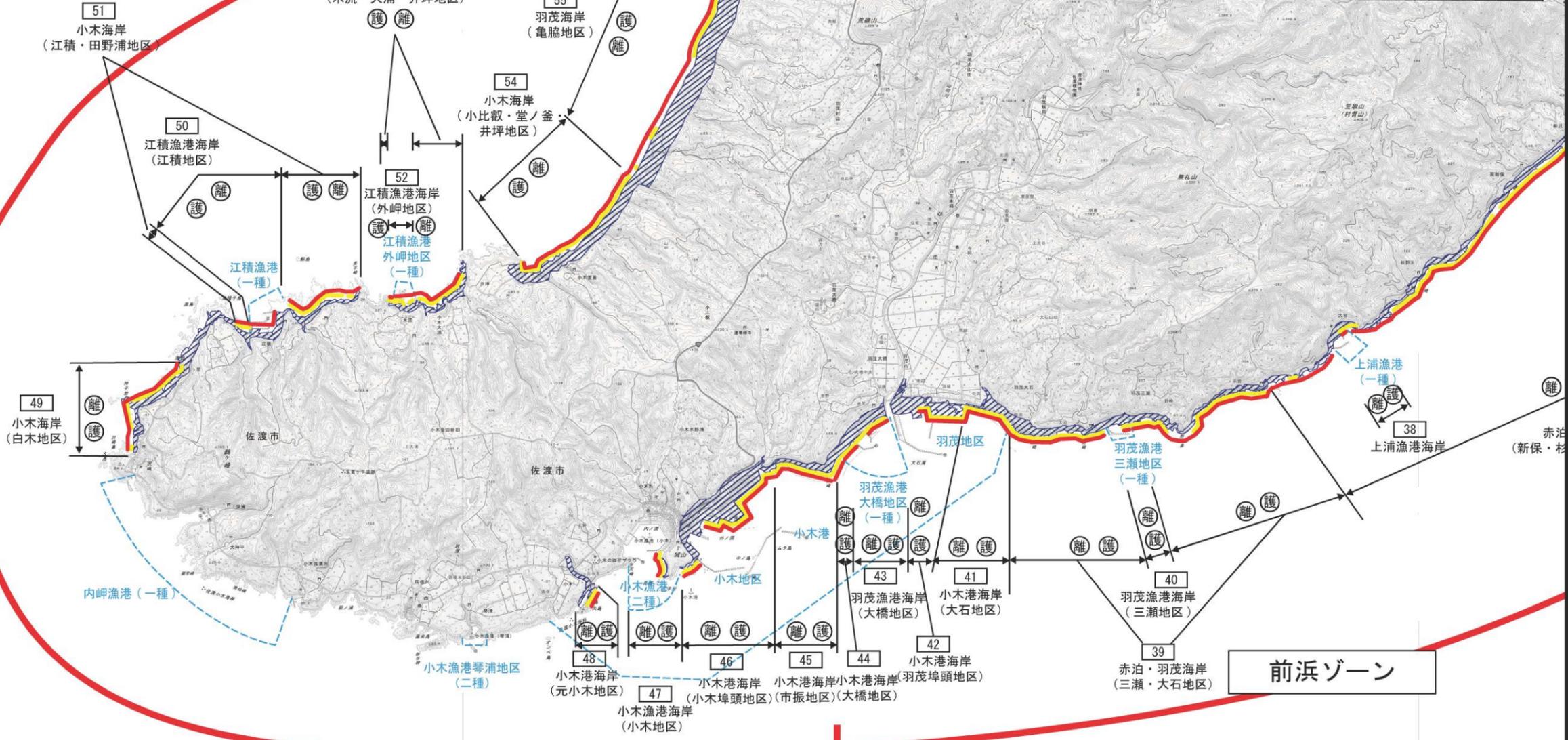
### 図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新築・改良予定範囲新設  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。



## 前浜ゾーン

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島） 海岸保全基本計画添付図（その7 / 10）

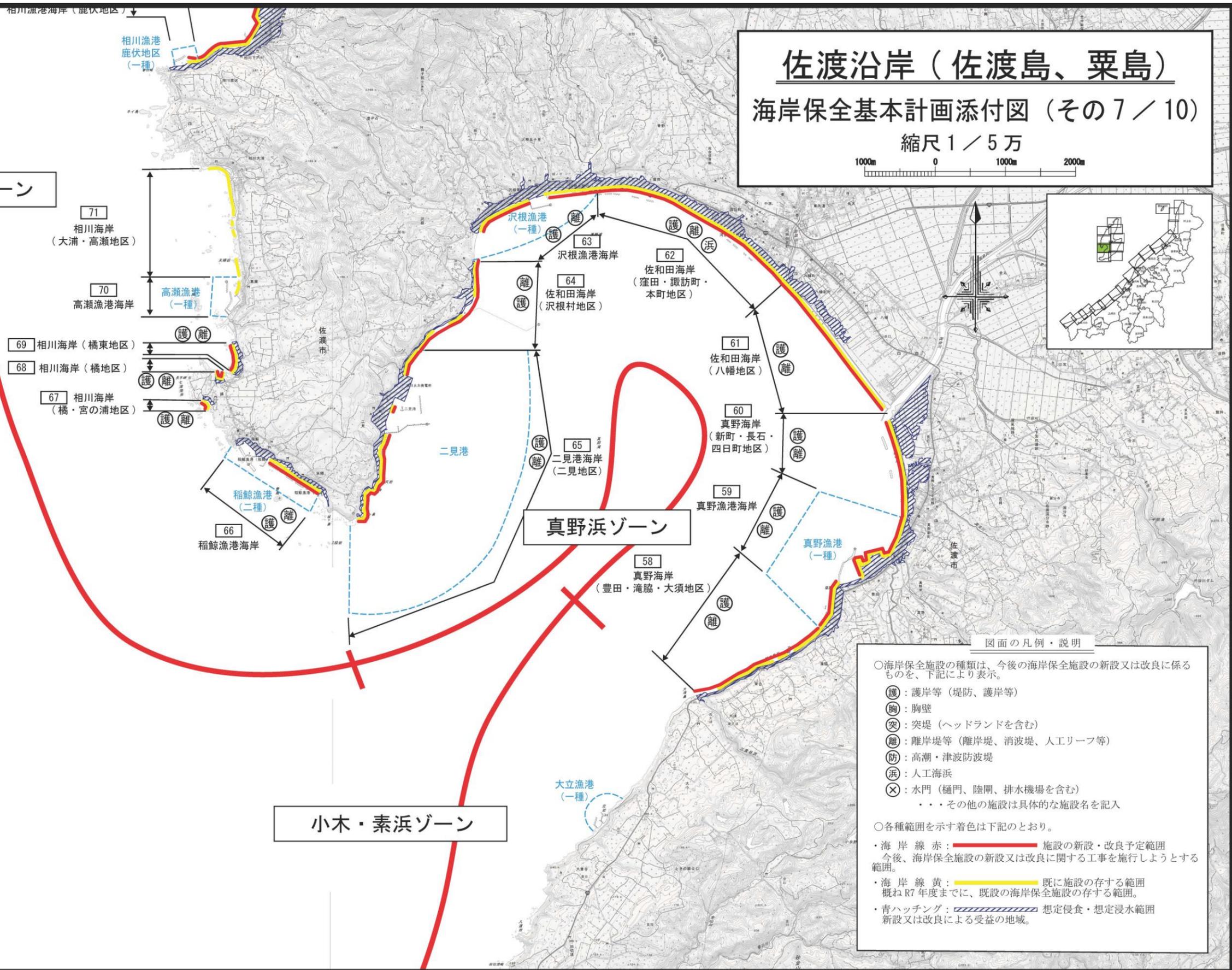
縮尺 1 / 5 万



外海府ゾーン

真野浜ゾーン

小木・素浜ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

## 海岸保全基本計画添付図（その8 / 10）

縮尺 1 / 5 万



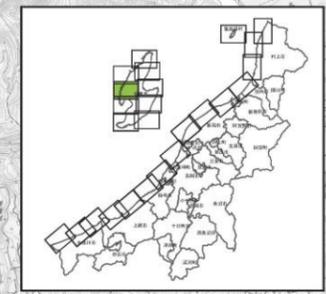
### 図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

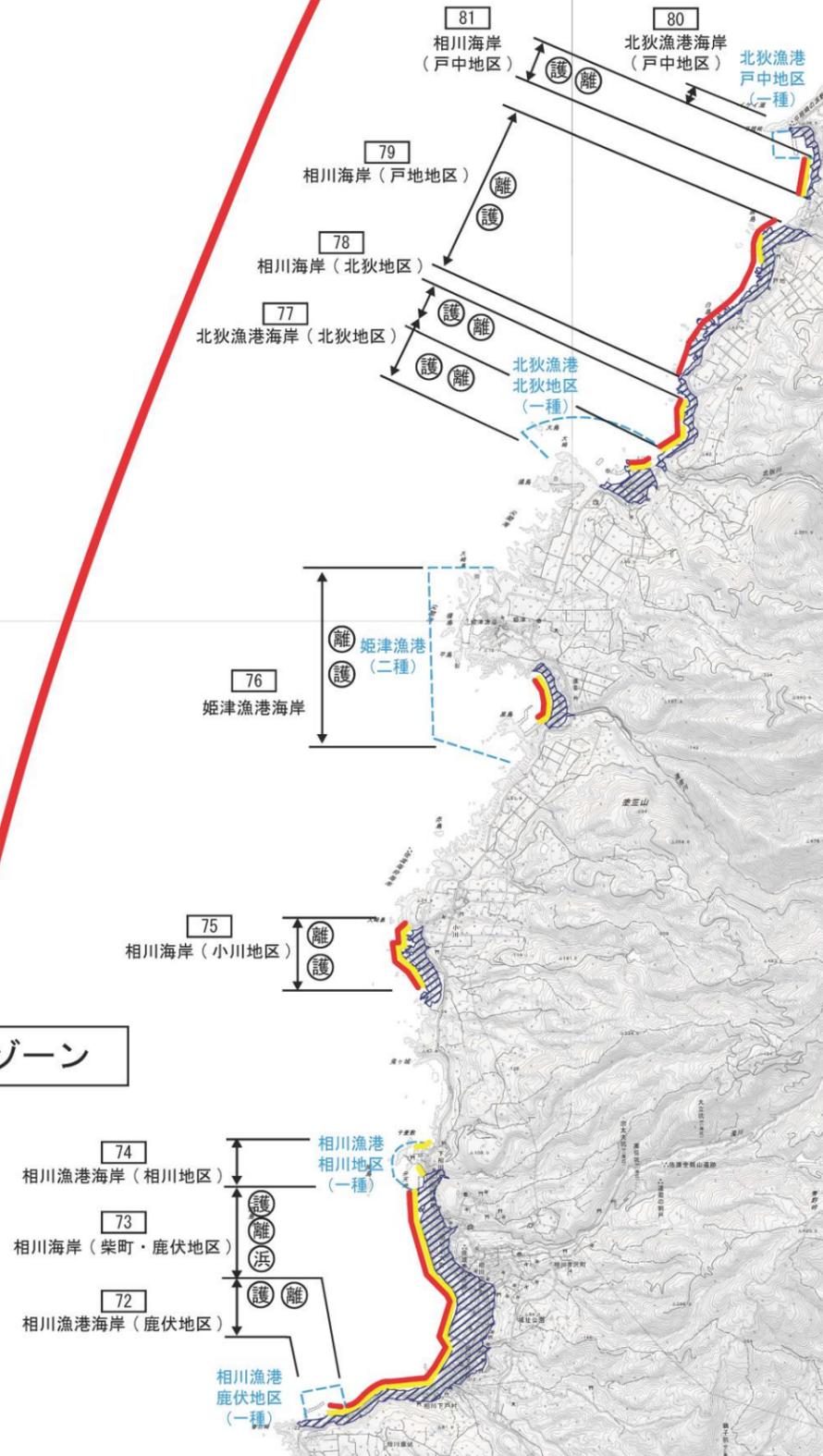
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。



外海府ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

## 海岸保全基本計画添付図（その9 / 10）

縮尺 1 / 5 万



### 図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

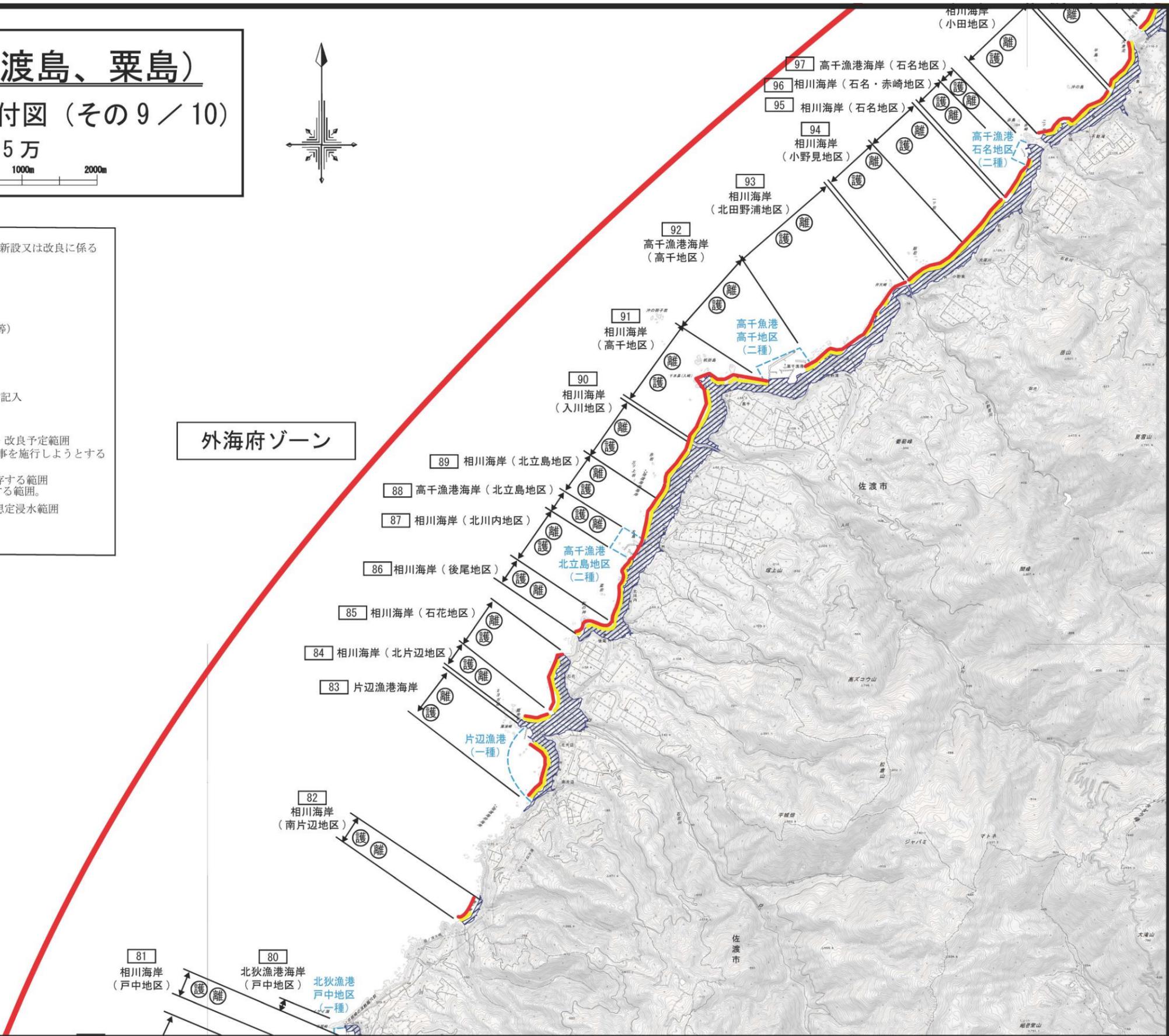
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲  
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。



外海府ゾーン

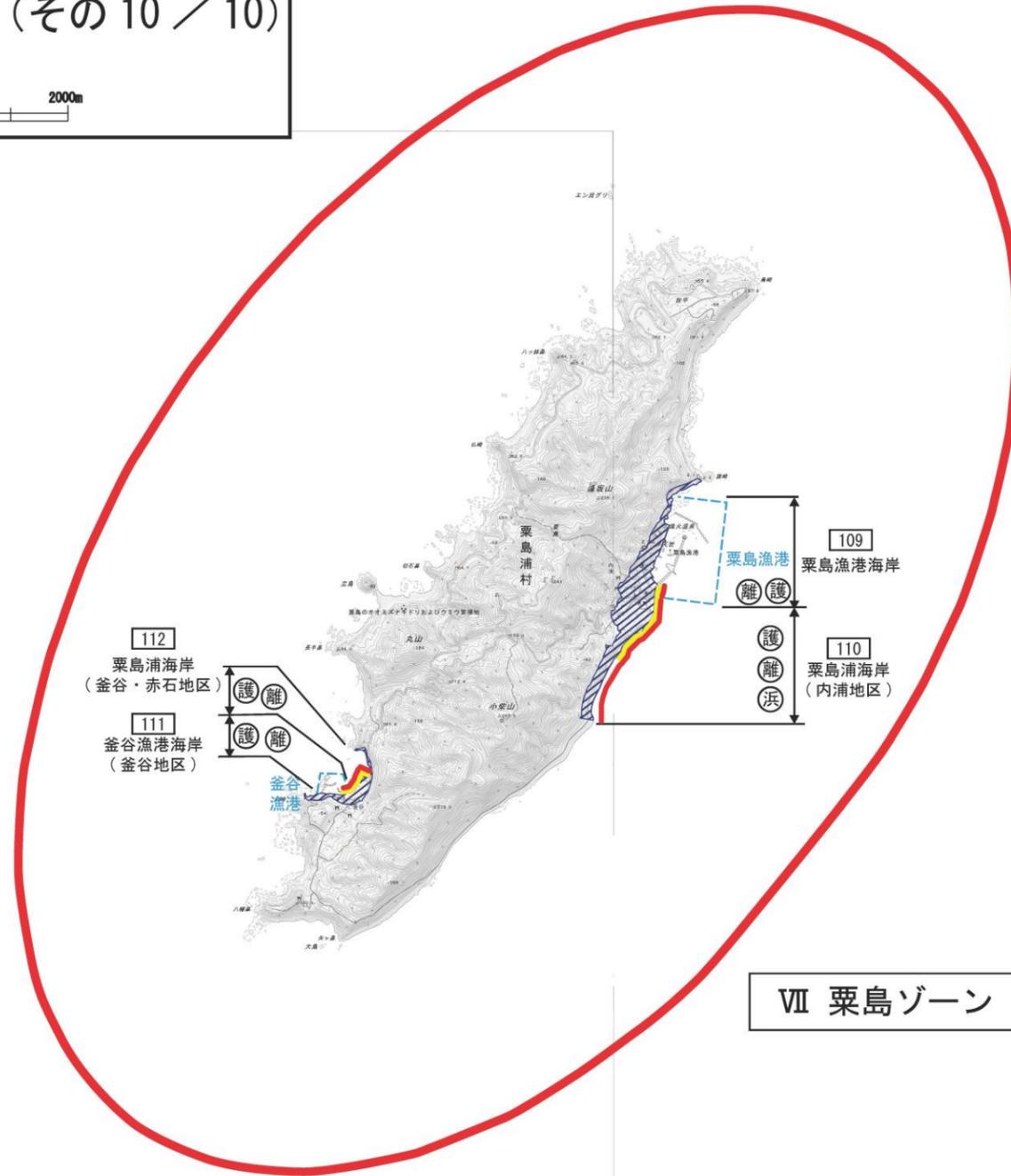


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 佐渡沿岸（佐渡島、粟島）

海岸保全基本計画添付図（その10 / 10）

縮尺 1 / 5 万



## VII 粟島ゾーン

### 図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- (護)：護岸等（堤防、護岸等）
- (胸)：胸壁
- (突)：突堤（ヘッドランドを含む）
- (離)：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- (防)：高潮・津波防波堤
- (浜)：人工海浜
- (×)：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）  
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲  
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲  
概ね R7 年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲  
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

### 3. 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、佐渡沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、見直しを図るものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。

今後も、本計画に掲げた施策の実効的かつ効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。